

会 議 録 目 次

平成26年第2回海田町議会定例会（第3日目）

平成26年3月6日（木）午前9時00分開会

日程第1	一 般 質 問	
	○岡田良訓議員・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	○宮坂二郎議員・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	○宗像啓之議員・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	○西山勝子議員・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	○前田勝男議員・・・・・・・・・・・・・・・・	34
日程第2	第13号議案	広島県と安芸郡海田町との間における特別児童扶養手当 認定等事務の事務委託に関する規約の制定について・・・・・・・・
		46
日程第3	第14号議案	海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票 条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・
		47
日程第4	第15号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に關する 条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・
		48
日程第5	第16号議案	海田町自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定に ついて・・・・・・・・
		48
日程第6	第17号議案	海田町公園条例の一部を改正する条例の制定につい て・・・・・・・・
		49
日程第7	第18号議案	海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の 制定について・・・・・・・・
		50
日程第8	第19号議案	海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定につい て・・・・・・・・
		51
日程第9	第20号議案	海田町給水条例の一部を改正する条例の制定につい て・・・・・・・・
		51
日程第10	第21号議案	海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について・・・・・・・・
		52
日程第11	第22号議案	平成26年度海田町一般会計予算・・・・・・・・
		52
日程第12	第23号議案	平成26年度海田町公共下水道事業特別会計予算・・・・・・・・
		55
日程第13	第24号議案	平成26年度海田町国民健康保険特別会計予算・・・・・・・・
		55
日程第14	第25号議案	平成26年度海田町介護保険特別会計予算・・・・・・・・
		56
日程第15	第26号議案	平成26年度海田町後期高齢者医療特別会計予算・・・・・・・・
		56
日程第16	第27号議案	平成26年度海田町水道事業会計予算・・・・・・・・
		57
	(散 会)・・・・・・・・	59

平成26年第2回海田町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 招 集 年 月 日 平成26年3月4日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 3月6日 (木) 9時00分宣告 (第3日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                     |   |           |
|---------------------|---|-----------|
| 町                   | 長 | 山 岡 寛 次   |
| 副 町                 | 長 | 三 宅 信 行   |
| 総 務 部               | 長 | 窪 地 満     |
| 福 祉 保 健 部           | 長 | 臼 井 真     |
| 建 設 部               | 長 | 北 山 忍     |
| 企 画 課               | 長 | 門 前 誠 司   |
| 財 政 課               | 長 | 鶴 岡 靖 三   |
| 総 務 課               | 長 | 脇 本 健 二 郎 |
| 税 務 課               | 長 | 中 下 義 博   |
| 生 活 安 全 課           | 長 | 丹 羽 勤     |
| 住 民 課               | 長 | 尾 木 茂     |
| 社 会 福 祉 課           | 長 | 中 川 修 治   |
| こ ど も 課             | 長 | 森 川 雅 枝   |
| 長 寿 保 険 課           | 長 | 森 原 知 美   |
| 保 健 セ ン タ ー 所       | 長 | 湯 木 淳 子   |
| 都 市 整 備 課           | 長 | 近 森 茂     |
| 建 設 課               | 長 | 久 保 田 誠 司 |
| 下 水 道 課             | 長 | 龍 岩 広 幸   |
| 水 道 課               | 長 | 花 本 則 之   |
| 会 計 管 理 者           |   | 加 藤 一 生   |
| 教 育                 | 長 | 中 村 弘 市   |
| 教 育 次               | 長 | 細 川 真 示   |
| 学 校 教 育 課           | 長 | 石 川 直 之   |
| 学 校 教 育 課 教 育 指 導 監 |   | 大 里 弘 美   |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 主 事 | 戸 成 正 考 |
| 主 事 | 平 田 裕 子 |

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

日 程 第 1 一 般 質 問

日 程 第 2 第 13 号 議 案 広島県と安芸郡海田町との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約の制定について

日 程 第 3 第 14 号 議 案 海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 4 第 15 号 議 案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 5 第 16 号 議 案 海田町自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 6 第 17 号 議 案 海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 7 第 18 号 議 案 海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 8 第 19 号 議 案 海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 9 第 20 号 議 案 海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 10 第 21 号 議 案 海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 11 第 22 号 議 案 平成26年度海田町一般会計予算

日 程 第 12 第 23 号 議 案 平成26年度海田町公共下水道事業特別会計予算

日 程 第 13 第 24 号 議 案 平成26年度海田町国民健康保険特別会計予算

日 程 第 14 第 25 号 議 案 平成26年度海田町介護保険特別会計予算

日 程 第 15 第 26 号 議 案 平成26年度海田町後期高齢者医療特別会計予算

日 程 第 16 第 27 号 議 案 平成26年度海田町水道事業会計予算

日 程 第 17 発 議 第 1 号 海田町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付しております、日程第1から日程第17に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。8番、岡田議員。

○8番（岡田）おはようございます。8番、岡田です。3点質問させていただきます。まず、国民健康保険の広域化について。広島県は国民健康保険特別会計に助成をしていない県の一つですが、全国に先駆けて保険料が大幅に上がる国保の広域化案を昨年4月に提案をし、1人当たりの保険料が広島県では年間9万1,641円から9万7,927円に上がるということですが、海田町では保険料がどのようになるのか質問をいたします。また、保険料が上がるのであれば、消費税増税とあわせて町民の暮らしがますます苦しくなります。病気やけがになっても医者の治療が受けられないため、健康保険料だけは滞納のないように払っていくべきですが、町民の国民健康保険税の滞納が増えています。これ以上負担増は容認できません。町は負担増を強いるこのような動きに安易に同調すべきではないと考えております。この広域化案に対してどのような立場をとられますか、町長にお尋ねをいたします。2番目に、病児保育について。以前お尋ねをいたしましたが、病児保育所の設置はその後どのようになっていますか、再度お尋ねをいたします。交通安全の取り組みについて。国道2号の海拔表示を見ると呉線と国道2号の交わる海田アンダーがマイナス0.4メートルとなっています。JR呉線では踏切事故もあり、町の努力で信号の色を変えたり光るようにされたりして、通行が容易になっています。しかし、近年の爆弾低気圧や地震・津波のときの国道2号が通行できなくなることも予想されます。一刻も早く連続立交が実現するようにすべきです。県ばかりでなく、世論に訴える努力が必要ではないでしょうか、お尋ねをいたします。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）おはようございます。今日もよろしくお願いします。岡田議員の質問に答弁をいたします。まず、国民健康保険の広域化についての質問でございますが、広域化

による国民健康保険税につきましては、広島県による平成 24 年度の実績に基づく試算によると、海田町では 1 人当たり 4,000 円程度の増額になるとされております。しかし、広域化に向けての方針や財源措置など不明な状況では、負担する額を試算することはできません。現在の海田町の国民健康保険の財政状況を考えますと、町単独での運用を続けていくことは大変厳しい面があると考えております。町の国民健康保険税は、平成 20 年度の改定以来、町民の負担とならないよう一般財源からの赤字補てんにより、現在まで据え置いておりますので、広域化によるある程度の負担増はやむを得ないと考えております。続きまして、病児保育についての質問でございますが、現在集計を行っている子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果を踏まえて、子ども・子育て支援事業計画策定の中で検討してまいりたいと思います。続きまして、交通安全の取り組みについての質問でございますが、広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、広島県や広島市に対して、現計画での事業実施を要望しているところでございます。先日も県会議員による現地視察が 2 度にわたり実施され、テレビや新聞により報道されました。このような取り組みから、現計画の事業実施に向けた世論に抑制されるものと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8 番（岡田） それでは国民健康保険の広域化についての再質問をさせていただきます。

まず保険料なんですけれども、今 4,000 円程度の増額になると言われたんですけれども、昨年県が発表したそれぞれの市町の保険料ですよ、ずっと広島県の 23 の市町ですかね、全部出てるんですけども、それによると海田町 8,000 円ぐらい、海田町を八千七百何がしの引き上げということになつてくるんですけども、えらいこの 4,000 円ということでは差があるんですけれども、私たちは、この県が発表したこの 8,700 円とかいうふうな、じゃないかと思うんですけれども、この 4,000 円というのは、どういうふうな、どちらになるんでしょうかね。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（中下）岡田議員が申されるのは、県が示したというのは、23 年度の実績に基づいて算定された数値だと思います。町長が答弁いたしました約 4,000 円という数値につきましては、これ 24 年度の実績に基づいて、県が算定をしたものでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8 番（岡田） どちらにしても、平成 30 年ですかね、これが広域化に向けて、そういうふ

うな作業が行われ、多分今のままでいきますと、平成 30 年にこういうふうなことになるというふうなことで、そのときの保険料ということで考えていいんですか。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（中下）これにつきましては、仮に平成 24 年度でそういう形で試算すれば、こういう数字ということで、平成 30 年度がこうなるかどうかというのは、まだ現状のところでは不透明でございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8 番（岡田）下がることはないでしょうからね、それ以上になってくるということになると、今の状況でいくと、全部のほとんどの市町が上がって、下がるのは、この時の試算だったら、今呉市がすごく県下で下がり、呉市がちょっとだけ下がるみたいなこと、ほとんどのところが上がるというふうなことでもこのときには、当然、消費税 10 パーセント、それでその間いろいろな負担が増えてきとるわけなんですけども、これに対して町としてですね、今現在でも結構な滞納者がかなりの部分おられるということで、ますますそういうふうなことが、増えてくるというふうなことになってきて、ますます保険財政が悪くなると、で、悪くなるから一般会計からまた補てんというふうなこと、どんどんどんどん悪循環、悪循環になってくると思うんですよね。で、私たちはやはりこの今のようなこういうふうな負担を強いるような広域に対しては、やはり町独自で今の制度を守っていくと。そのためには、じゃ保険料どうするんやということになるんですけども、やっぱりそれは国や県がもう少しそこに公費をいれとか、そういうふうなことをしていかないと本当に保険税を払えなくなって、そして病院になかなか行けなくなるという人がどんどん増えてくるというのは、ある程度こう予測ができるんですけども、それに対して町はそれは仕方がないというふうな立場をとられるのかどうかというふうなところを、お伺いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今、岡田議員がおっしゃいましたように、国や県がどれだけ負担するかというところが重要だと思いますけども、仮に今の国や県の負担割合が続くとした場合には、本町といたしましては平成 20 年度から保険料の見直しを行わず、一応来年度についても、見直しをせず据え置くという立場をとっておりますが、それによって毎年赤字補てんをせざるを得なくなっております。この状態がいつまで続けられるか、それからやはり国民保険に加入されていない方々からの税から補てんするというのが

良いか悪いかという議論もございますので、逆に広域化しなくとも、海田町の場合、どこかの時点で保険料の見直しに入らなければいけないと、そういうようなことを考えますと、今の脆弱な本町の国民保険の財政状況、そういうことを考えると、広域化がいちばん望ましいものというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）脆弱と言われますけども、どこの市町も同じなんですね。一番脆弱、加入者そのものがそういうふうな構造いうんか、ですからどこでも同じなんですけども、どこの自治体も同じような格好で、皆さんどうしたらいいかというふうなことで悩んでおられるんですけれども、で、広域化にしたらこれが解消するんかいうたらそんなことはないんですよ。ますますもって保険料が高くなる、で、滞納者が増えてくる。なかなか、医療も受けられなくなるというふうなことは、ますますひどくなると思うんですよ。それに対して、やはり町としてですね、まだ来年とか決まったわけじゃないですからね、やはり町としてやっぱり、やっぱり皆さんを健康的に守っていくんだというそういうような立場が必要だと思うんですよ。それとどうしても一般会計からそういうふうなことをすると、国からのペナルティいうんか、いろいろなことがあると思うんですよ。それでなかなかやりにくい、でも海田町まあそういうのはやっておられるんですけれども、やっぱりそういうふうな中で、例えば、滞納者が、ますます増えるというふうには思われませんか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）国民皆保険という制度の中でいくと、いかに負担していただくかというところがあると思いますけども、その保険制度ということをやっていく中では、一つの保険の中で完結していくことが重要だと思いますので、そのところをご理解いただければ、その滞納というのは増えていかないというふうに思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）増えていかないと言っても実際増えているわけですからね、それは、もうますますこういうふうになってきたら保険料が高くなって、ますます増えていってどうしようもなくなるからいろいろなものを差し押さえるというふうな格好になっていく訳なんですので、実際そういうふうなことは、ほかの市町では行われて、海田町でもやっておられるんでしょうけれども、他の市町でもそういうなことをやっておられるというふうなことで、それこそ、病院へ行けずに最悪な事態になるというふうなことが、そ

れは予想されるわけなんですよね。で、最悪の事態いうのも実際に起こってなんかしておるわけなんですよね。だから、そういうふうなのを防ぐためにこういうふうな広域の保険制度そのものがあるわけですからね、そういうふうなものがあるのに対して、もともとからそういうふうなことは、機能しないというふうな状況がますます起こり得るというふうな、この広域化をすることによってそういうふうなことがますます起こりやすくなってくるというふうな可能性というのは大なんですよね。やっぱりそれに対して、町はどういうふうな対応いうんか、施策というんか、そういうふうなことをしないと、やはり本当に、保険料を払わんのは、それは何か理解してもらったら払えるとかいうふうな段階は、もう超えとるわけなんですよね。だからやっぱりそういうふうな町民の人の福祉とかそういうなどういふふうに守っていくかというふうなことがやっぱり一番の自治体の責務ですからね、それを何かこうちょっとかう、ないがしろにしておるようなニュアンスを受けるんですけれども、やはり、こういうふうな、やっぱり一番基本的な問題だと思うんですね、これをどういふふうにしていくんかというのは本当にね、やっぱりある程度自治体いうんか、自治体とか、なかなか、国がなかなかそういうふうなところに、施策をしないから、なかなか全部こう一番弱いような自治体にしわ寄せが来るといふような状況だと思うんですけれども、これをやはり、町長の姿勢いうんか、そういうふうな分について、どういふふうにして、町民の人のそういうふうな、弱い立場の人たちをどういふふうに守っていくんか、医療の面でどういふふうに守っていくんかというようなことが、ある面では問われておると思うんですよ、これに対して町長はこれはもうまあ広域化にしたら大丈夫だと、あの、保険料少々高くなっても、全体でやるんじゃけえ大丈夫だというふうな立場ではやはりだめだと思うんですね。町長として町民をどのようにして守っていくか、実際にもなかなか払えないというふうな人がどんどん増えてくるような状況の中で、はいじゃあ、町民をどのようにして福祉やあれを守っていくんかというところを、もう一度お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）繰り返しになりますけれども、現在の制度で行う場合に、海田町という基礎自治体でこの国民健康保険制度を維持していくということは、将来的に渡っては非常に困難だと思っております。特に、広域化というのも、できまして、現在国で言われております、いわゆる保険者を都道府県単位にという形でみていかれるべきだと、町財政自体、国民健康保険特別会計だけではなしに町財政自体も脆弱性があるわけござい

ますから、現在の海田町の財政でこのまま、国民健康保険の使用料を見直さずにそのままやっていくというのは、これは不可能になると思います。ここ数年では必ず上げなければいけない事態になると思いますから、そういうときにはもっと大きな、全体で支え合うというところが必要だと思いますから、それぞれの自治体において赤字補てんをしてやっていかなければいけないという保険制度は、いかがなものかと思っています。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）いわゆる後期高齢者と同じような格好になってくると思うんですけど、大きゅうしたらそれはそれで解決すると、広域化した解決をすると、そういうもんじゃないわけなんですよ。広域化をしてもそれは全く解決をしないわけですからね。だからやはりその、ますます広域化にしたら、ますますこの手が届かないところに行ってしまうみたいな感じになってくるわけなんです。少なくとも町が実施をしておるわけですが、広域化になってくると今度は県が事業主体主になるというふうな格好で、ますます手が届かなくなるというふうなことになると思うと、本当にそういうふうな目が隅々まで行き、まあ今でもなかなか難しい、ますます行き届かないという可能性も、分かり切っておることなんですよ。だからやはりそういうふうな、どういうふうにしたらいんかというふうなのを考えんといけんですけど、例えばこれを町は、この広域化に対して入りませんということが出来るんじゃないですか。全くできんのか、例えばほかの自治体がもしそういうふうな、広域化はうちは参加をしませんというふうなことがあったら、それに同調していくべきじゃないかと思うんですけども、まず、本当に広域化に対して、この、広域化に加わりませんということが全くできないのかどうかというのをお願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず2通りの事が考えられると思います。一つは都道府県が保険者になられました場合には、これは広域化に加わらないということは、できないというふうに思っております。それから先ほどおっしゃいましたような後期高齢者のような方法でいわゆる広域連合ということになりますと、これは、入る入らないは各自治体の選択肢という形になりますから、その場合には海田町の判断というところで、広域化に加わるかどうかということになってくると思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）やはりね、広域化になったらここ全部解決するというふうな感じは持って

おられないと思うんですけども、立場上そう言わざるを得んと思うんですけども、やはりこの広域化したら解決するというふうな問題じゃ全然ないですからね、やはり、町として町民の皆さん方の福祉や生活をどういうふうに守っていくんかと、暮らしをどういうふうに守っていくんか、これが一番、そこを一番に考えて、広域化に対しても対処してもらいたいと思います。それと、次の２番目の病児医療についてですけれども、いわゆる子ども・子育て会議の中とかいうふうなことだと思うんですけども、以前とはもう少し進展をしたような感じがあったんですけども、えらい後退をしたような先送りみたいな感じになっとるんですけども、その辺はどうなっとるんでしょうかね。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）これまでの答弁の中でも言っておりますが、第４次総合計画の中の前期で検討してまいりますということでご答弁させていただいております。現在行っております子ども・子育て支援に関するニーズ調査、これは全て今集計段階に入っております。今月末にはそのニーズ調査の結果がまとまろうと思っております。そこを踏まえての、どれだけのニーズがあるのかということを含めて検討させていただきたいと思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○８番（岡田）どれだけのニーズと言われますけれども、ものすごくニーズがあるというふうなもんじゃないわけなんですね、これももちろん。そんなに本当にすごい数とかいうふうないもんじゃないと思うんですけども、やはり子育てをしやすいとかそういうふうなことで、かなりの皆さんの、若い世帯ですからね、もちろん自分の仕事もある、そしてこういうふうな問題を抱えておられるお子さんがいる。で、仕事もせにゃいけんというふうな中で、どういうふうにして、この、病児保育にしてもそういうふうなのがあって、ものすごく都合がええわけなんですよ。それをニーズが少ないからやめてしまうと、そういうふうな立場に聞こえるんですけども、どうなんでしょうかね。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）ニーズ調査の結果が出てみないとわからないんですが、確かにニーズというのは出てこようかと思っております。ただ、これは普通の保育と違って件数自体はそんなに多くないし、定員自体もそんなに大きいものを確保するという話ではないと思っております。だからそういったニーズが出てきた段階で、これは今後はどういった運営方法を考えにゃいけんのか、どういう、病児保育所をつくらにゃいけんのか、

というふうなところも含めて検討させていただきたいと思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）以前この問題で福祉厚生委員会、ちょっと前なんですけども、こういうふうな実施をしておる自治体で研修なんかをさせてもらったんですけども、そこをやっばり同じような格好でものすごくニーズが多いわけじゃないですけども、やはりちゃんとしたこういうふうな、施設いうんかタイアップをしていろんな機関とやっておられるんですけども、もちろん、そういうふうなことは、調査されとると思うんですけども、そういうふうな格好のことを、海田町でもですね、早く実施をしてくださいということなんですけども、いろんな病院とかいうふうなところと連携というふうな格好で、何か以前かなり話が進んだんかなというふうな感じだったんですけども、今だったらもとへ戻るんですけども、ニーズ調査をしてというふうな、ちょっと後退しておるようなニュアンスを受けたんですけども、やはりこのニーズそのものは多くはないんですけどもあるのは確実なんですよね。そこのところを踏まえてですね、やはりこの前向きに取り組んでもらいたいというふうに思うんですけども、そこのところ、もう一度お願いいたします。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）先ほど来答弁させていただきましたとおり、今後そこらのニーズ調査の結果を踏まえて、そこらの必要性について、あるいは運営形態等について、十分検討していきたいと思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）そこのところは十分に検討して積極的にそういうふうな施策をとってもらようをお願いいたします。それと交通の安全の取り組みなんですけれども、昨日から海拔表示とかいうふうなことが話題になっておりますけれども、町としてですね、実際に今国道やなんか海拔表示をしてあるところが結構あるんですけどね、海田町でも。あそこの2号線のところなんかマイナス40センチという表示が出て、それ見て私たちびっくりしておるんですけども、これについてマイナス40センチいうたら大変なことですからね。これについて町として何かたちまちそういうふうなことがあった場合に、マイナス40センチいうことは海面より低いいうことですからね、だからそういうふうなときに何か災害とかそういう事があった時に、その近辺の住民さんたちに対して、何か避難とかなんか、せにやいけんと思うんですけども、そういうふうなどういうんですかね、

マニュアルいうんですかね、そういうふうなのはどのようなふうな対応をされるのかというのをまずマニュアルいうかどうかという対応を取られるのかというのを伺います。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）災害時の事であろうと思いますが、災害時には町内の防災無線等々で周知を図りたいというふうに考えております。それから地域防災計画の中で、昨日も申しましたけれども、海拔表示を町内各所にこれから行う予定でございますので、防災訓練なども行っていきながら、住民の周知と、それから緊急時には、町内の防災無線を活用して、直ちに避難の呼びかけをしたいというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）当然そうなるでしょうけども、マイナス40センチのところがあるということについて、何かこの、どういうんですかね、マイナス40センチいうたら大変なことですからね、その近辺そのものは、結構人口が多いところで、そういうふうなところがあるということに対して、それはかさ上げとか何とかするということはなかなか難しいでしょうからね。この、避難は防災無線ですとか何とかと言われるんですけども、やっぱり、地域の人に対して、そういうふうなところがあるからこういうふうな時にはこういうふうにしてくださいとか何とか、そういうふうな、マニュアルいうんですか、マニュアルなんでしょうけど、そういうふうなことをされるべきじゃないかと思うんですけども、その辺のところはどうなんか、私たちが見て、マイナス40センチのところ、なにか大きな津波とか何かあったらすぐ、浸かるというふうな状況の中で、じゃどういうふうにしたらいいかというのは、ものすごく不安なんですよ。避難場所いうても、小学校が近くにはあるんですけども、本当にそういうふうなところとかいうのはやっぱり緊急な問題だと思うんですけども、その辺のところはどういうふうな認識なのかということをお尋ねいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今マイナス40センチとおっしゃいましたのは、いわゆる国道2号線と言えば、呉線アンダーのところになると思います。これは同じようなのが、海田矢野線のやっぱり呉線アンダー、それから町道の窪町アンダー、それからあと地下道、歩道というふうなところいくつかございますが、これは避難ではなしにそこを通行止めにするという形で今対応しておりますので、議員がおっしゃいます周辺の住宅地がマイナス40センチではなしに、その道路の部分だけがマイナス40センチでございますから、そ

れぞれランプをつけてそうなった場合には車が通行できないようにというふうにしておりますし、いくつかランプをつけておりません地下歩道その他については、その都度職員を派遣して通行止めの措置をとっております。これは避難ではなしに、道路の場合には、そこをいかに早くに通行止めにするかということでございますから、国道2号については国道事務所、それから県道については、西部建設事務所の方でそういうふうにされておりますが、町道の部分についても、私どもの方でただちに通行止めの措置を取ると、そういうところに尽きると思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）私は、あそこの、マイナス言うて書いてあるところのこの地盤はマイナスですよ言うて書いてあるわけですよ、電柱にね。アンダーの低いところじゃないわけなんですよ。多分アンダーの低いところはまだ低くなるんじゃないかとマイナスが大きくなるんじゃないかと思うんですけど、だからその辺のところ、ニュアンスの違いとか、あそこの電柱を、多分見てもらってると思うんですけど、電柱にあって、ここはマイナス0.4メートルですよと書いてあるわけなんですけれども、それが今の副町長、アンダーの下、一番低いところというふうに受け取られたんですけども、私はそうじゃなくて、あそこの表示してあるところの電柱、電柱に表示してある訳ですから、そこがマイナスいくらであって、その近辺とか、同じような状況であるというふうな認識をしとるんですけども、だから大変なことになるんじゃないかというふうなことを、言っとるんですけども。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）議員おっしゃられている表示のところではなくて表示がある地面のところがマイナス40センチということでございますから、いわゆるその道路部分のところがマイナス40センチであって、その部分については緊急時に通行止めをして対応するというところでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）それはわかるんですけど地面が、道路ですね、アスファルトで舗装してある所が、今のこのアンダーの一番こうなってるわけですかね、一番下じゃないということなんです、というふうな表示がしてある訳です。あれを見たら、アンダーの下の方のこのコンクリの方にここがマイナス40センチですよというて書いてあるんだったらそうなんでしょうけど、どちらにしてもその辺のところが、この地域はそういうふうに表

示してあるわけですから、今の表示方法ですよ、だから、そういうふうなときに、どういうふうな対応を周りの住民の人に対してですね、されるのかというふうなのをお尋ねをしたんですけども、緊急放送とか何かで防災無線とかで指示を促すというふうなことで、そういうことですから、今のところはそうなんでしょうけども、やっぱり、あの近隣の人達にやっぱり、町としてやはりこういうふうなところですから緊急時にはこういうふうな放送を流しますというふうなことでも、周知もしてもらいたいと、自治会に対してでもですね、そんなことをお願いをしようというふうなことなんですけれども、周辺の人たちに対して、ここはこういうふうな状況ですから緊急時には、こういうふうな放送しますから、速やかに放送に従ってくださいというふうなことを、最低でもこの回覧版か何かでも、近辺の人に周知すべきじゃないかと思うんですけども、その辺をお願いいたします。できるかできんかというところも。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）浸水地域の周知については、地域防災計画に基づいて、防災訓練もでしょうし、それから地域への出前講座もしたいというふうに考えております。何回も申しますけども、表示があるその高さのところがではなくて、表示があるところの地面の一番下のところが、海拔でいくらいくらになりますということでございますので、そこからあたりも含めて、住民の方々に周知はしていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）その辺の周知はよろしくお願いいたします。それと、連続立交のことなんですけども、ちょっと前ですかね、呉線のサティのところでああいうふうな事故があって、あそこらでも3人ぐらいの方が踏切のところで亡くなっておられるというふうなことで、本線になったらもう少しかなり多くて十何人の方が踏切事故で亡くなっておられるというふうなことで、やっぱりこの踏切があるために事故が起こるわけですから、もし高架になっておったらそういうふうなことも起こらないわけですからね、そういうふうな部分を踏まえたり、あるいは踏切の中に線路があって、その周りにコンクリート、板みたいな木みたいなんがあるんですけど、それが結構朽ちとるというのか、で、まっすぐな踏切じゃったらいいんですが踏切に対して道路が斜めになっておるとこだったら、自転車とか電動の車いすですかね、タイヤが小さかったりしたらタイヤがはまるとかいうふうなので、実際にあそこを通る場合にお年寄りの人なんか自転車で通るのはちょっと、はまったりなんかして、こけたりなんかしたときに遮断機が降りたりなんかしたら怖い

から通らないというふうな、皆さん結構そういうふうな格好で踏切を通っておられるですよ、なかなかＪＲに言うてもなかなか、すぐやってくれるところもあるし、なかなか修理してくれないというふうなことがあって、やはりそういうような問題もふまえて、やっぱり町全体いうんか、いうふうなので、今の高架事業を進めてくださいというふうにせんと、なかなか町長はそういうふうなことは、昨日はそれぞれの立場立場でやるからまとめてはやらないというふうな答弁だったんですけれども、やはりどこのそういうふうな、県のそういうふうな方針を変えさせるとか、また元に戻させるいう場合には、行政もそうですが、国会議員のみなさんや県会、私たちもそうなんですけども、そういうふうに、議会やなんかで質問される、それと同時に、地域の人たちの住民運動と一緒にあってどこでもやっておられるわけなんですよね。そうしないと、なかなか、１回決まった県の方針とかなんとかいうふうなものは変えられないわけなんですよね。ただ、国会議員の先生に質問してもらったと、あるいは県会で質問してもらったと、私たちも言う、ただ、いうだけではやっぱり住民の人を巻き込んで、そういうふうにしないと、なかなかこの解決をしない問題だと思うんですよ。今の韮の問題でもそうですし、高速５号線の問題も、ものすごく住民運動があるんですけれども、その中でもなかなか進まないわけですから、ましてそんな住民運動がなかったら、全くこのその行政の、上からの言うとおりになってしまうんですけれども、海田町としても住民の人を巻き込んで、それぞれ別々にやっていくんだというふうなんじゃなくて、一体となってやっていく方がより効率的で現実性があるんじゃないかと思うんですけれども、その辺のところをもう一度お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この連立の部分につきましては、住民の方も連立の必要性というのは十分に認識していただいていると思っております。その一番の証が商工会を中心として、我々もお手伝いいたしましたし、地域の方々もお手伝いいただきました署名活動において、４万人という署名が集まったというところにもあらわれていると思います。そういう意味では住民の方々の熱意という形も、どこまで県に届いてるかという部分が少し測りかねますけども、そういう部分では住民の方の思いというこの表現も十分にされているというふうに思っております。それで私どもとしては今度具体的にそれらの行為を受けてどのようにするのかというのが、私ども執行部の仕事だというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）まさしくそのとおりだと思うんですよ。そのときに、住民の人たちと一緒にまとめて、町長が先頭に立って、そういうふうな昨日佐中議員が言われましたけども、いろんな協議会をつくって、そういうふうな、今そういうなのをそれぞればらばらでやっておられるわけなんですよ。それを一つにまとめてやったらそれはものすごく効果的だと思うんですよ。そうしないとなかなかこの問題も、それぞればらばらでやって、それぞれがそれぞれの立場で県議会とかいうふうなのに行っていくというのは、それはそれで効果があると思うんですけど、さらにやっぱり皆さん方の住民の人が一緒になって住民運動を起こして、そういうふうな、早期に当初の計画通りやってくれというふうなのが、より普通のどういうんか運動としても前にずっと進むと思うんですけども、なかなか町長そういうふうなそれぞれの立場で行っていくんだというふうなことで、なかなかやられないんですが、町長がもうちょっと、先頭に立ついうんか、今先頭に立っておられるんですけども、皆さんを巻き込んで一緒になって、本当に皆さんと一緒に、商工会なんかと一緒にいろんな協議会なんかつくって進めていくというふうなのが本当にね、やっぱり、やっていこうと思うたら、そうしないと、それぞれの立場でばらばらばらばらいうよりも、このまとめて行かれた方が、また、町長はそういうふうなことができる人ですからね、立場におられるわけですから、そういうふうなことをしてもらおうというふうなことが、やっぱりこの連立を早期に計画通り実施するというふうなものにもものすごく効力あると思うんですけども、そこのところをもう1回、町長の決意いうんですかね、お願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この問題につきましては、昨日佐中議員に答弁した通りで、現状で、現在のままでやっていただくということに尽きると考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）町長それは良いんですけどね、やはり住民の人、ほんとに一緒になってやっていくというふうなのがね、私は一番効果的で、一番実現性があると思うんですよ。そこのところ、何回言っても、町長の今の答弁はこのままじゃ変わりませんからね、答弁はいいですけど、やはりこの本当にこの連立を早期に実現しようと思ったら、やはり、やっぱり何だかんだ言っても住民の人の力ですよ。そういうふうなものを巻き込んで一緒になって取り組んでいくと、これ以外になかなかこの早期に計画通りというのはでき

んと思うんで、もう一度そのところをいろいろとお考え、すぐはなかなか町長考え方変わらないと思うんですけども、もう一度考えられて住民の人を巻き込んで一緒にやっていこうというふうなことを取り組んでもらいたいと思ひまして、私の発言を終わらせていただきます。

○議長（久留島）11 番、宮坂議員。

○11 番（宮坂）11 番、宮坂です。2 点ほどお願いします。まず 1 点目、案内標識のローマ字表記について。2020 年に東京オリンピック開催が決定し都市機能の国際化が図られています。その一つなんですけども、道路標識のローマ字表記から英語表記への書き換えがあります。例えば、国会前のローマ字表記の「Kokkai」を「The National Diet」と、六本木通りのローマ字の「Roppongi-dori」を「Roppongi-dori Ave.」に変更するものであります。町内でも例えばひまわり通りの表記は、現在ローマ字で「Himawari-dori」となっていますが、外国人にも分かり易いように、「Himawari-dori Ave.」あるいは「Himawari Ave.」と英語表記に変更してみてもどうでしょうか。続いて 2 点目、学校や公共施設でのエアコン使用のマニュアルはということで、各小・中学校にエアコンが設置されますが、外気温や室内温度が何度以上になったらこれを作動させると、そういったマニュアルは作成されるのでしょうか。また、今年の猛暑、特に 6 月には既にかなり暑い日が続いておりましたが、この役場ではエアコンなどを作動させておられませんでした。役場本庁をはじめ町内の公共施設でのエアコン作動時のマニュアルはどうなっているのでしょうか。以上 2 点お願いします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）宮坂議員の質問の、学校でのエアコン使用マニュアルについては教育委員会から、それ以外については私の方から答弁いたします。まず、案内標識の英語表記についての質問でございますが、議員からご指摘がありましたひまわり通りなど、一部箇所については外国人の方に分かり易い表記になっているものがございますので、分かり易い表記に変更してまいりたいと思ひます。続きましてエアコン使用のマニュアルについての質問でございますが、公共施設につきましては、個別マニュアルは策定しておりませんが、各施設において適正な室温になるよう努めてまいります。それでは学校につきましては教育委員会から答弁しますのでよろしくお願い申し上げます。失礼しました。外国人の方に分かりにくい表記となっている、に変更させていただきます。すいませんでした。

（午前 9 時 45 分 崎本議員 入場）

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）学校でのエアコン使用マニュアルについての質問でございますが、文部科学省の定めております学校環境衛生基準等に基づきまして、使用規程を作成いたします。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）ではまず再質問で、まず案内表記の件なんですけどももう少し具体的に例が出てくるかなと思ったのが、私は具体でアベニューという言葉を使っているんですよ。通りっていうかね、例えば、ローマ字で「Himawari-dori」ってなっても外国人の方にはそんなに分かりにくくはないと思うんです。読めるんですから。これに「Ave.」って言葉を足すだけではあるんですけども、これがね、例えば昨日町長の施政方針でもありました、桑原議員や多田議員の質問でもありました、グローバル化っていいですか、英語力を特化していく、という意味もあって私は質問したつもりなんですよ。ですから、分かり易い表記にするっていうのは、具体的にどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）まず国の方からですね、道路案内標識の改善方針というものが25年に出されております、通知の方がですね。それに基づいて、一応何々通り、例えばひまわり通りとかそういった通りについては、英語表記についてはアベニュー（Ave.）、ストリート（St.）、そういった表記にするのが好ましいという具合に指導があります。本町につきましては、隣接する広島市がアベニュー（Ave.）の表記を使っておりますので、やはり外国人の方が来られて、広島市、そして海田町というのは隣接しておりますので、同様にアベニュー（Ave.）を採用したいという具合に考えております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）そのように言ってくれりゃええのになら、初めから。そのような答えがくると思って逆に再度提案することがあったんですよ。今アベニューっていう言葉を使うって言われたんですけど、今課長の答弁でもアベニューのほかにストリートっていう言葉があって、昨日英語教育大事だっていうので、僕もあれから、実はもう久々っていうか辞書を開いてみたんです。アベニューとストリーットの違いは何かをいうのを調べたりもしたんですよ。そうすると、特に大きな違いはなかったりするんですけども、例えばニューヨークでは、アベニューっていうのは南北に通るのをアベニューを使って、海田で言えば具体的に言えばひまわり通りです。東西にいくのはストリートをニューヨーク

では使っている。逆にこういう使い方を使えば子どもにとっても先生ここ Ave. っていうのがあるんだけど、こっちは St. になってますよ、どういう違いなんですか、っていう、そういった教育でもできるかなというふうに思ったんですよ。ですから使うんだったらそういったことも勘案しながら使う表記にしていだけたらもっと良いと思います。で、それから現在ほかにも案内表示がありまして、例えば町道 2 号線かな、ふるさと館のところにはやっぱり下に、ふるさと館でローマ字でなっているんです。それも先ほど課長が言われた分で言えば、英語表記で言えば、これ私が考えとったと調べたのが一緒だったんですけど、こういった表記、Kaita - town Museum of History and Folklore っていう感じの英語表記でやりなさいという通達も出てるんじゃないかと思うんですよ。それ調べてください。っていうのが、ふるさと館のところはローマ字になっていました。じゃ、海田総合公園見ました。海田総合公園は、Kaita General Park っていうふうに今現在なっているんです。その事をまずご存知か、ご存知じかどうかって言ったらおかしいんじゃないけど、そういった町が出す表記は全体的に統一する方向で考えていたきたいんですけど、その点はどうですか。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）施設のですね、表記につきましては、全てが表記されているものではなくて、全体的に表記されているものよりも、されていないものの方が正直言って今多いです。ただその中でですね、かなりの数ございますので、今後ですね、そういったどういった表記もするかも含めて、全体的に今後どのように対応していくかにつきましては、検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）しつこいようで申し訳ないんですけども、もう1点、ホームページか、海田のホームページを見てみますと、やはり外国人の方のためのページっていうか、飛ぶようになったりして、そこにもやはり海田のマップというのがあったりもするんですよ。そのときに、今日朝企画の方に行って、どう行ったマップがあるんか見せてくれって言ったら、この地図自体は今英語表記はなくて、ポルトガル語の分はあるんですよ。ただ、ホームページ見ましたら、英語バージョンも完璧ではないんですがあったりもするんですよ。そのときに、やはりそこには、瀬野川のところは、Senogawa とローマ字があって Riv. とかいう言葉が付いてないんですよ。下の方に汎用として川っていうのは Riv. って書いてあったり、駅は Sta. って書いてあるんだけど、ホームページに出て

くるこういった地図の中には、これはね、今後、いろんな方面でそういった道路表記だけでなく、そういった面で、外国人の方でも分かり易い、外国人の方に分かり易いというか、常識になる表記でお願いしたいと思います。そういう検討でお願いします。早期にそれが実現されるように、私も楽しみにしております。2点目にまいります。まず、学校の方よりも先に、公共施設、特にエアコンに対するマニュアルがないというふうに言われましたよね。とにかくね、去年ていうか、役場に来させてもらった時にね、かなり暑いときでも、空調の関係とか省エネの関係とかあると思うんですけども、かなり暑いときに1階に入っても全然涼しくない、当然エアコンつけていないで暑くって、お客さんにとってはかなり苦痛になるような、用事があって来る方が、特にお年寄り、ご高齢の方なんかは、歩いて役場に來られて、ふーっとなつて休もうかと思ってもまだ暑いとか、そういった状況になったりするんですよ。そういった意味で、適正な室温になるように努めておりますというふうにしてないから聞いているんであってね、ある程度今後マニュアルとかってね、つくる必要があるんじゃないかと思うんですよ、なんか昔立話で聞いたことがあったりもしたんですけど、6月ぐらいでまだ暑うてもまだ時期的にあれなんで、エアコンは作動させないんだとかいう話を聞いたことがあるんですけど、そういった逆マニュアルとかいつまでたっても、この期間はつけないといったマニュアルとかもひょっとしてあるんですか、それともないんですが、やっぱりそれもないんですか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）特に、6月は絶対つけないとか、そういったようなマニュアルはございません。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）いらっしゃる部課長を含め職員のみなさん、見ているだけで暑そうなんですけども、作業能率の面からいっても、こういったのは、つける、それはつけるというのは誰、町長、部長、誰が今日はつけようっていう判断をされるんですか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）空調のオンオフにつきましては、私の方が室内の気温、外気温等を判断して、そのスイッチのオンオフを指示しております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）では課長判断ということで、これは今後課長がどのようなときにつけら

れるかというのは、私も見ておきます。で、次に学校の方なんですけど、今教育長言われましたように、これもじゃ教えてください。不勉強で申し訳ないんですけども、学校環境衛生基準に基づいて使用規程を、これはマニュアルを作成するということでまずよろしいのか、これどういった基準があるのか教えてください。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）学校における小中学校エアコン運用基準、指針というものは作成しております。もう既に粗方なものができておりまして、6月の運用に向けて細かいところまで精査をしているところでございます。これにつきましては、内容としては、運転期間、目安として何月から何月、外気温が何度になった場合について設定温度を何度にする、また風向、風量等のことが盛り込まれておるようになっております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）今の答弁聞いて、一応安心はさせてもらいましたので、それをね、一つ、まあじゃあ聞き流してもらってもいいんですけども、マニュアルがあるとしても、例えば、先生によってあるいは生徒たちによっては、寒さに強い、弱いっていうか、そういった生徒もいたりする。特に先生ですよね、私はエアコンに弱いんだからつけないとか、そういった、クラスによってあるいはワンフロアによって、あっちのクラスはついていて同じフロアでも、ついてないとか、そういったことがあってはいけないと思うんです。で、外気温でも、例えば屋上、3階建てでいえば3階で一番日光が当たる、直陽が当たる3階と1階では、やはり室内温度が全く違ってくるんで、そういったものも、マニュアルを、もしそれがね、不備があるんだったら厳格なマニュアルをつくっていただくようお願いしたいと思います。一応質問は終わります。学校の方がいいんですけども、できたら、公共施設の方でもそういったマニュアルをつくる基準が、多分あるんじゃないかと思うんで、それもう一回精査してみてですね、なけりゃ独自のマニュアルをつくってもいいと思うんですよね、海田で。で逆に言えば、課長が私の判断でつけれるということであれば、逆に言えば私の発言によって、あれかもしれんし、逆に課長に皆の職員からの期待が、皆に今日はつけてくれやとか、過度な負担がかかってしまうような感じも受けるんで、マニュアルを作成可能ならば、可能な方向で検討してください。以上で終わります。

○議長（久留島）6番、宗像議員。

○6番（宗像）6番、宗像です。まず東広バイパスの供用開始に伴う安全対策についてお

聞きます。この供用開始は目の前に迫りもう時間がない状態にあります。供用開始に伴う安全対策は、今まで、国交省が公安委員会と協議しながら安全対策を進めているとの報告がありました。実際に、現在私どもの目に見える対策については、一部舗装の補修、曾田ランプに合流注意を施すカラー舗装を行っただけのように見えてまいります。このバイパスは高架で通る予定ですが、この高架が完了するまでの間、抜本的な安全対策はどのようになるのでしょうか。また、執行部としてどのような対策を要望してきたのでしょうか。次に、町道6号線改良工事において、今年度予定箇所の用地買収が進まず予算の減額をするとの報告を建設産業委員会で受けました。この箇所における進捗については、確かに民事の問題ですからやむを得ないとは思いますが、予算の位置付けはあくまで町道6号線改良工事で、この部分を指して予算が通っておるわけがありません。他の箇所への振り換えはできなかったのでしょうか。最後に、第二蟹原レジャー農園が廃止されることになり、そのときの説明で新たな開設は考えていないとのことでありました。しかし、レジャー農園に対する要望が多いことも確かです。町がお金をかけて整備・開設して貸し付けることが困難ならば、遊んでる土地を町に登録していただき、一般のレジャー農園要望者にあっせんする方法を行ってはどうか。現状のレジャー農園の区画面積では物足りないが農地を取得してまでは野菜をつくることができないと考えている利用者の方もおられます。そこで、耕作されていない農地を町に登録してもらい、町がレジャー農園としての位置付けを行った上で、造成を行わず、現状での区画・区割り、仲介して住民に貸し出す方法をとってはどうか。町としても費用をほとんどかけずに、作付けされない荒廃した農地の解消の一翼を担うことができると思います。このような登録型のレジャー農園を検討して実施してはいかがでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）宗像議員の質問に答弁いたします。まず、県道矢野海田線の安全対策についてのご質問でございますが、平成26年3月の供用時には、スリップ対策の滑り止め、カラー舗装や追突防止の観点から、注意喚起標識の設置等できる限りの安全対策を講じると伺っております。次に、これまでの要望活動につきましては、機会を捉えて安全対策の着実な実施を要望してまいりました。続きまして町道6号線の進捗状況についての質問でございますが、現在取り組んでおります河川の整備が完了しない限り問題の解決につながらないことなどから、これまで通り当該箇所の整備を優先して取り組んでいき

たいと考えております。続きまして、遊休農地を町に登録し、一般レジャー農園についての質問でございますが、遊休農地を町のレジャー農園として位置付けるためには、水道等の必要最小限の設備が必要であり、町の施策として取り組むことは課題があると考えております。なお、町や農協以外のものによるレジャー農園の開設については、研究してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）今の回答を見させていただきますと、スリップ対策、滑り止めカラー舗装や追突防止の観点から、注意喚起の標識、これ以外のことについては、何の報告もないんでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）現在、国の方から伺っておりますのは、今答弁で申し上げたとおりでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）この問題について私何度も質問させていただいておると思うんですよ。現在の交通量約1万台が、3万台ぐらい増えるんじゃないだろうかという予測を前に回答させていただいておると思うんですが、実際に今の状態で3万台増えて今の県道矢野海田線のランプから次の海田ランプまでの間が持つんでしょうか。それについてどういうふうな考えを持っておられるんでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）まず、この安全対策に当たっては、国そして県、そして交通運用をつかさどる警察、その3者が話し合った上での安全対策でございます。特に、県道を降りてからの交通運用につきましては、警察の方も信号制御のほうを変えるという具合に聞いております。それまた渋滞の状況を見て、またさらにそれを変えることもあり得るという具合に聞いております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）ということは公安委員会からのそういうふうな可能性があるという報告も上がっておるということなんですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）報告が上がっておるといいますか、お互い協議の中でですね、そういった運用で安全対策を図っていくという具合に聞いております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）共用開始をすることによって一番被害を受けるのは、海田町であって海田町の住民が一番被害を受けるわけです。特に海田には、昨日以来いろんな議員さんがお聞きなってると思うんですけども、山陽本線の高架問題、海田町は大きく分けて山陽本線、瀬野川、少なくともこれで町が分断されてるわけですね。今回、供用開始されることによって下手をすると県道矢野海田線でまた町を分断される可能性が出てくる。それ以外に、今国道2号も分断しておるひとつの理由でしょうけども、そのためには絶対ここの交通量の安全な通行を確保する必要があると思うんですが、町としても、それについて積極的に情報を仕入れる、それから、そういうことが必要なんだろうと私は思っておるんですよ。そういう意味で、町としてどの程度の情報を抱えておるのか、どういうふうな形で、国交省なり公安委員会の情報を抱えているのか、情報を仕入れているのか、それについて、まず、もう一度確認させていただきます。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）どれくらい抱えているかって言われるとですね、定量的にお示しすることが出来ませんが、今課長の方が答弁しましたように、道路管理者はどのように対応しようと考えているのか、公安委員会はどのように対応しようと考えておられるのかというようなことはですね、情報収集しております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）これもう1点、昨年6月やったかと思うんで、昨年かその前の年かははっきり記憶しておりませんが、前に、私の方から提案さしてもらったんですが、積極的に町がそういうこういう交通安全に対応するために、協議会をつくってはどうか、町が主体になって協議会をつくってその中で、町の要望もしっかり言う、そういう形をつくってはどうかという話をさせてもらったことがあるんですが、それについて検討すると言いながら、次には、多分まあ国交省でやっておられるんで十分それを推移を見ていただきたいという答弁に変わってきたと思うんですよ。今後実際ふたが開いたときに、本当に安全が確保できるかちょっと私疑問があるんで、できれば、今後のために、そういうものをつくって、実際に積極的に関与する方法を取られてはいかがでしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）これにつきましては、協議会をつくるという考え方もあるかと思いますが、我々としては、現在行っておりますように、我々の方から国土交通

省の方に出向いたり、警察の方に出向いたり、そういった情報収集もありますし、必要に応じて3者で協議するっていうことはいつでもできますので、そういった取り組みを通してですね、さすがに交通量が増えますので、今と同じ状態とはなりませんけれども、できるだけ安全性が確保できるように今後も取り組んでまいりたいと思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）最後にこれに関連した質問で、当然県道矢野海田が通行が悪くなれば、特に新開蟹原線、それから町道3号線ですかね、サンユアーズの東海田店の方へ向けて車が流れる可能性が十分、それと中学校の間を中学校から日下橋に行く道に十分流れる可能性があると思うんですよ。新開蟹原線については、まだ大部分は歩道ができておりますけども、歩道ができてない。それは改良を急がなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、またあわせて、特に中学生やら買い物客が多い残った路線についても歩道がないですから、そこに車が流れてくれば当然安全確保ができなくなると思うんですよ。そういう意味で考えてみれば、当然、早い安全対策が必要になってくると思うんで、その辺を積極的に私はやってもらいたいと思います。再度もう一度その辺についての決意を。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）確かにおっしゃる通り、新開蟹原についても交通量が増える恐れもあります。そういった意味では新開蟹原の拡幅はですね、重要な課題だと考えております。来年度交差点の入口付近をですね、用地を買っている範囲内ではございますけれども改良するということもありますけれども、全線開通に向けてですね、今後取り組んでいきたいと思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）続きまして町道6号線について、取り組んでる箇所の整備が完了しない限り問題の解決につながらないことなどから、これまで通り当該箇所の整備を優先して取り組んでいきたい、とおっしゃられてる、これについても、わからないこともないですし、悪いというのではないんですが、せっかく今年予算をつけたわけです。特に裁判というのは、今やられている裁判については、ちょっとやそつとで答えが出るような裁判ではないと私自身思ってます。理解しているつもりです。だからこそせっかく予算があるんだから、その予算を使えばもっと早く、昨日ある議員がおっしゃられたようにこれがその狭いところが一つ終われば、一気にもうバスを上に出すことができる、循環バスを上げることができる、そのような施策が展開できるんじゃないかと思うんですが、そ

れについてはどうでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）これはこの前も建設産業委員会でもお話しさせていただきましたが、その今の入口部分の解決にですね、それほど長く時間はもうかからないという具合に判断しております。近々裁判が開かれると報告を受けておりますので、やはり町といたしましてはまず入口部分のところを解決して、その後に、ほかのところをやっていくというスタンスで取り組んでまいりたいという具合に考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）そうは言っても、何度もご答弁願ったと思うんですけども、もうすぐ今年中に終わりますから今年中に終わりますからと言いながらも、もう2年以上伸びていることも事実だと思うんですよ。そうした中で、上で待っておられる方については、早く少しでもやってくればなと思い皆さんお待ちだと思っております。だからこそ、せっかくこういうふうに予算がついておるときには、もう少しでもこっちの方を片を付けておこうかなという気持ちを持ってやるべきじゃないかなと私は思っております。しかし、町の方針としてそこを最優先にやりたいというのであれば、当然ほかのやり方があったんじゃないかと思うんです。例えば収容法の適用、これは広島県やら国交省などでよくやってる手なんですけれども、物件については、今回物件が難しいとはちょっとあると思うんですけど、物件については所有権がはっきりしております。確か、じゃないかと思います。あくまでこれ推測なんで、よう言い切れないところがあるんですが、そういうケースの場合に、物件は多分契約は不可能ではないと思うんですが、土地について、要は強制収用するというんじゃなくて、収用法を適用さすことによって土地を取得してしまう方法があると思うんです。物件については強制収用しないとできないと思うんですけども、お互い話しの中で、できるだけ早く上げたいから収用法を適用させてくださいというケースで、実際に広島県、国交省、年に何回かそういう話でやっておるケースがあると思うんです。こういう適用については全く考えられなかったんでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）当然考えました。はい、勉強もしました。結論はですね、本件のこの場所については、その認定収用の事業でやることは難しいというのが結論でございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）となると、裁判の結果を待つしかないじゃないかという感じがしますが、できるだけ早く地元のためにも開通してあげてください。最後に、レジャー農園ですけれども、町長の答弁の中にもありましたが、農地というのは必ず水利権がついてると思うんですよ。だから、あえて水道を引っ張らなくても、水の分は確保できるんじゃないかと思われるんです。そうすれば敷地を区切るだけで、要は町がお金をかけずにやってはどうか、やる気がない言われたらもうどうしようもないんですけど、そこらについて、少しでも勉強する気があるのか、前回した時に勉強をさせていただきたいようなご答弁いただいたと思うんですよ。実際に勉強されてどうやったんだろうか、それもお聞きしたいと思います。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）はい、レジャー農園につきましては確かに議員さんが言われるように、農地を町に登録して農地の荒廃の解消と片や農地を取得してまでの作物をつくろうとまでは考えていませんが、小規模な農園を耕作したい住民の要望を満たす手法の一つとは考えられます。しかしながら、仮に町がレジャー農園として位置付けを行った場合、現状でも必要最小限の設備の整備が必要と考えます。したがって、ある程度の町の費用負担等が必要になると考えております。町としまして、水利権につきましては、具体的な個々の農地の事例について検討させていただくことになると思います。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）少し補足をさせていただきたいと思います。もともと水田であればですね、昔から水を引いていたという意味では慣行水利権があるかと思いますが、実際に現状で水が来るか来ないのか、当然その田んぼに権利はありましても上流から水が流れてこないとですね、水を使うことはできません。そのようなこともありますし、個々の農地の状況によってですね、やはり水が来ないことには水利権があってもどうしようもないので、そういったことについてはですね、個々の状況を見極めたいと思います。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）ということは今後前向きに検討するということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）町の施策としてですね、このレジャー農園を今後も推進していくかと

いう観点で申しますとですね、これに関しましては町内の農業団体の方ですね、いろんな事業やっておられますけれども、農業団体にも、営農指導事業としましてですね、そういった類似の事業もやっておられる団体が既におられます。そういった中ではですね、町の事業としてこれを強力に推進していくっていうのは、若干課題があるのかなと思っております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）皆さんの楽しみいうたらおかしいんですがそういうものもありますし、また、農業、そういうことをすることによって健康を維持していきたい人もおられますので、後ろ向きにならないように、これからも進めていっていただければと思います。終わります。

○議長（久留島）この際暫時休憩いたします。再開は10時30分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時18分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩に引き続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。

12番、西山議員。

○12番（西山）12番、西山勝子です。3項目数点について質問いたします。まず最初に、海田町消防団員の処遇改善等についてでございます。東日本大震災において消防団員の危険を顧みない活動また重要性から、地域の消防防災体制の充実方針が消防庁から打ち出されました。そこで質問いたします。1、消防団員の退職報償金の引き上げについてどのようにお考えでしょうか。2、報酬・出勤手当の引き上げについてはどのようにお考えでしょうか。3番目といたしまして、活動用資材の装備についてどのように充実を図られるお考えでしょうか。4、自主防災組織等の連携については今後どのようにお考えでしょうか。続きまして、新地方公会計への取り組みについてでございます。新地方公会計への移行を推進するため、総務省は平成26年度公会計改革に対して普通交付税措置がなされております。そこで質問いたします。我が町におきまして、固定資産台帳の整備はいつを目標に整備なさるお考えでしょうか。2、複式簿記に対しましてはいつをめどに整備なさいますでしょうか。続きまして、3項目でございますが、公共施設等総合管理計画の策定についてでございます。政府は過去に建設された公共施設等の更新

時期に対応するため、地方公共団体に対し総合的から計画的な管理の推進を要請、計画の作成に要する費用につきましては特別交付税措置を実施とあります。そこで質問いたします。公共施設等総合管理計画の策定期間はいつを考慮でしょうか、2、計画の中に建て替え・更新や廃止、統廃合などの将来的な方向性の記載がございます。保育所再整備も含め、海田町全体のまちづくりに対する建物の計画が必要ではないかと思いますが、今後どのように進めていかれるお考えでしょうか。以上、質問いたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問に答弁をいたします。まず、海田町消防団員の処遇改善等についての質問でございますが、1点目については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正を踏まえ、今後対応することとしております。2点目につきましては、他の市町と比較しても遜色がないことから、改訂することは考えておりません。3点目につきましては、消防団と協議し必要な資機材を整備していきたいと考えております。4点目につきましては、自主防災組織への助言やリーダー養成のための講習等や資機材の支援を通じ、自主防災組織の育成と強化を図ってまいります。続きまして、新地方公会計制度への取り組みについての質問でございますが、1点目につきましては、今年度中に固定資産台帳のガイドラインが策定され、来年度には全自治体に導入の要請があると情報を得ておりますので、適切に対応してまいりたいと考えております。2点目については、国の新地方公会計制度の検討の中で複式簿記の導入は不可欠のものとして議論されており、今後示される新たな基準に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。続きまして、公共施設等の総合管理計画についての質問でございますが、1点目については、正式な国の指針に基づき、できるだけ早く計画の策定に着手してまいりたいと考えております。2点目については、管理計画の内容を、平成27年策定予定の第4次海田町総合計画後期基本計画に可能な限り反映してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）再質問いたします。まず、最初に、消防団員の退職報償金の引き上げについてでございますが、先ほどの答弁では他の市町と比較して遜色がないことから改定する考えはありません、というご答弁でございましたが、今回消防庁が退職報償金の引き上げにつきましては、全階級で、平成26年度から引き上げる方針を明確にしております。また、このことに対しましては、既に今回国の予算が通りますと、交付税措置が

なされてまいります。そういたしますと、国の施策の一環としての退職報償金の引き上げでございますけども、他町がこの消防庁の改善をされた後に海田町は改善をなされるお考えなんでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）消防団員の退職報償金の引き上げの件でございますが、町長答弁では政令の一部改正を踏まえ、今後対応していくと答弁させていただいたところでございますが、政令の方がまだ3月中旬にですね、改正の予定でございます。これが改正予定されました後にですね、条例案のほう、改正条例案の方を提案させていただきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）そういたしますと、国の方針に従って、今回の消防団員の退職報償金の引き上げは国の提示している金額通りの条例改正となってまいるんでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）はい、そのとおりでございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）私が答弁の見方間違っていました。あの条例を改定する2項目の、今の報酬と出動手当の件でございましたが、この件につきましては、これ書類上でいきますと、一般団員の報酬は交付税単価が3万6,500円ですね。出動手当は1回が7,000円、交付税措置をされることになっております。そういたしますと、海田町におきまして、この一般団員の報酬は、年間2万円も満たしませんので、この交付税単価にいたしますと随分近隣市町も含め低く設定をしていると思わざるを得ませんが、今回の平成26年度ではこの報酬と出動手当に対しましては、交付税措置は国が行っておりませんが、この国の引き上げに対しては強力に働きかけをしますという文言が入っております。その点につきまして、海田町とされましては、今の交付税単価と現実との格差は是正されるお考えはありませんでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）先ほど町長答弁にもございました通り、他の近隣の市町、さらに県内の市町についても調査をしたところ、特に大きく差があるものではございませんので、この度は改訂の方を見送らせていただきます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）3点目につきましては、資機材を充実させるというのは、今回の大震災を受けて、方針も随分国も地元で整備をするようにという方針にきております。先日、西田議員もこのことに対しては質問をなさっておりますので、私といたしましては、海田町は消防団しかありません。消防署は持っておりません。で、出初め式のときにですね、特殊車両のパレードもいっしょにございました。そのときに、四つの特殊車両がパレードに参加してくださいましたけども、一つは化学消防車、これは、安芸消防署で坂出張所に配備されている車でございました。次に、電源照明車は南消防署に配備されているものが参加してござってございました。で、スノーケル車、これは高度の火災ですから海田町にはまだそこまでの高度っていうのはないので、すぐということはないんですが、これは安佐南消防署に配備されている車でございました。最後に水源車、これもやはり安佐南消防署に配置されている車がパレードされましたけども、私はこの安芸消防署にできる限りの、ないから来られたんではないかと私は勝手に判断したわけですけども、電源照明車と水源車は、私は大地震が起こったときにはどこから来ていただくということではなくて、その地域地域にそういった特殊車両がなければ対応できない、安心安全町民の皆様の安心安全が保たてれないというところ、観点から、安芸消防署に対してこういった大事な特殊車両を整備してもらえないだろうか、ということを要望していただきたいんです。毎年、安芸消防署に対しまして委託金を出しております。平成26年度の委託予定金額も2億8,750万余りを出してお願いしてるわけですけども、私は、海田町、坂、熊野3町と安芸区の人口を合わせれば、もっと安芸消防署が整備してもいいと判断しておりますけども、要望されるお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）議員ご指摘の先ほどの特殊車両でございますが、広島市におきましても、全ての署で配備しているものではもちろんございませんし、広域消防という観点で、いざというときは海田町にもそういった車両を回していただけるという話でございますので、すぐすぐに要望したからといって配備されるものではないとは思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）先ほど大地震が起こりましたときに、よそにあるからこちらに来てあげますよってことにならないわけですね。それと、坂町も熊野町も海田町もちゃんと委託金を出してお願いしているわけですから、応分の負担はしたとしても、いざというとき

の安心安全を守るために、こういった最小限いる特殊車は整備してもらえないでしょうかということ、すぐというわけではございません。しかし、年度をまたいででも整備を要望をお考えにはならないでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）消防の特殊車両につきましては、議員ご指摘のようなこともあり、今後の中では要望をすることはやぶさかではございませんが、議員が示された特殊車両については広島市消防局全体の中で必要な台数を整備されているというふうにも考えております。その他にも、今回お披露目がしてない特殊車両も、実は広島市消防局の方にもございますが、それは政令市の中で配分台数が決められたりということもございますのでそこら辺を全体的に見ながら、安芸消防署として必要な車両については整備の要望は当然海田町としてもしていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）続きまして、自主防災組織等の連携についてでございます。この答弁では、自主防災組織への助言やリーダー養成のための講習や資機材の支援を通じ自主防災組織の育成と強化を図ってまいります、ということでございましたが、一番この自主防災の組織を充実さすということは、いざ何かあったときに一番身近な住民の皆様の救出といえますか、安心に誘導できる、一番大事な地元の組織でございます。で、ただその自主防災組織のメンバーは、まだまだ訓練とかいろいろ、今までに配備されているバケツとか何とかいう部類のものですから、今後随分充実させないといけないと思っておりますが、しかし、やはり消防団として訓練を受けた方と連携を密にするということは、その地域にいらっしゃる消防団は、その地域の自主防災組織の方と一緒にこの地域の何かがあったときには助け合ってやろうというような連携プレーですよね。ただ、助言とか云々とかよりもっと、人的支援の集合体ですかね、そういった組織をすることで、そこもありますけど、そういった今後消防団と自主防災組織との実務のある、連携強化を先進地の事例を踏まえ充実させていくお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）確かに議員おっしゃられることは非常に重要なことだと考えております。今後は訓練等を通してですね、消防団と協議しながら、こういった連携ができるかということ、詰めてって、十分にいざというとき機能するように連携できればと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）自主防災組織ですけれども、平成25年度末で編成された自治体は29自治体で間違いはないでしょうか。もしそうだといたしますと46自治会がある中で、まだまだパーセンテージに、この緊急事態に一番力を出していただけるのは自主防災組織だと思いますので、その充実には、編成されるための施策は、どのように考えられていますでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）数につきましては、議員おっしゃられるとおり、29自主防災組織でございます。今後につきましては、西田議員の答弁でもいたしましたように、防災訓練等を通してリーダーの養成等を図りながら、自主防災組織の重要性・必要性について自治会の方に認識していただきまして、できるだけ早い時期に自主防災組織を立ち上げていただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）女性消防団の件ですけれども、現在、女性消防団員の役割は、今回の大震災後、重大な役割を多々担うことになっております。炊き出し、負傷した方に少しの手当てをするとか、女性消防団員の役割は、東日本で随分の活躍をされておりますので、この充実に対しましてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）やはり女性ということで、女性ならではの発想というのも十分必要なことだろうと、災害時には必要なことだろうと考えておりますので、今後、今10名でございますが、今後も引き続き女性の方にどんどん入っていただきまして、そういった視点での活動をお願いしたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）次にまいります。新地方公会計の取り組みについてでございますが、一刻も早く固定資産台帳の整備をしていかないと、今後の海田のまちづくりの将来像が見えてまいりません。で、適切に対応してまいりたいと考えますという答弁でございますけれども、この適切っていう言葉をどう信じていいかわからないんですけど、積極的に全国の町におきましては、モデルになるようなスピード感を持って適切に対処していただきたいと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）固定資産台帳の整備につきましては、現在国において整備に関する作業部会が設置されてその内容であるとか、いつまでに自治体に作成を要請するといったものを検討されておりますので、その検討の結果を踏まえまして適切に対応していきたいと考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）一応の目安として私が得ている情報では、平成30年度をめどにという方針のようでございますが、わかりませんこれは。しかし、そこまでにすればいいというお考えなのか、一刻も早く、町として、ちゃんとした試算といいますかそういうものも含めて、明確にするために、早期にできるだけ早く対応されるのか、もう一度お願いします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）固定資産台帳につきましては今後の施設管理等重要なものであると考えておりますので、可能な限り早い時期に整備はしてまいりたいとは考えております。

○12番（西山）終わります。

○議長（久留島）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。簡単に4点ほどお尋ねをいたします。まず最初に緊急時の対応といいますか緊急食糧ということでお尋ねしたいと思いますが、先に県にも南海の大地震で本町においては1000人超の死者がでるのではなかろうかと、こういう試算も出ておりますが、そういうときの緊急食糧といいますかね、最低限2～3日分は必要であろうと思うんですが、一般の方はそれでいいとしても、特に私がここで今日お尋ねしたいのは、アレルギー体質、近年いろんな方のアレルギー体質がうたわれております。どこかの小学校でも学校給食でね、女子児童がおいしかったんだろうね、お代わりしたらそれがもとで尊い生命をなくした、こういうような報道もありました。緊急時に健常者の食糧は十分確保されておる、このように考えますが、アレルギー体質ね、こちらの方の食糧をどのように考えておられるんかね、これを尋ねてみたいと思います。その次に、町営住宅の駐車場ということでお尋ねしますが、町営住宅には、場所によってはそれなりの台数を確保しておるとこういうふうに思いますが、それはあくまでも入居者の利用スペースだけであろうとこういうふうに思います。近年いろんな形で、医者への往診とかね、あるいは緊急自動車のあれとかまた緊急時の往診、いろいろあって、そういうときの駐車スペースがないと。何か考えられんかというような相談がきております

がね、これについて町長どのように考えておられますか。要するに緊急往診、そういうときの医者駐車場、これの確保、あるいはまた親戚の方がちょっと何かの連絡にこられた、どっかそこの空いた所に止めたらね、それでもってトラブルになった。近來ややこしいトラブルがいろいろ起きておりますがね、こういうことの解消のためにもね、各駐車場に、特に蟹原の第一とか西浜の場合は駐車場が少ないんじゃないか思うんですが、そういう予備駐車場、1、2台分考えにやいかんということであります。三つ目には、駅前の区画整理といいますかね、整備についてお尋ねしたいと思いますが、既に千葉倉庫用地の建物の移転が完了しております。それから、既にまた換地指定も行っておると、こういうことではありますね、J Rの建物がね、今から移転交渉するんだとこういうことなんです。ちょっと手法が違うんじゃないかなと。なぜ、千葉倉庫の建物移転とJ Rの建物移転、同時交渉できなかったのか。と言うのはですね、もしやこの段になってJ Rはうちはその必要がありませんというようなことになって、ここで移転交渉が決裂したというようなときには、既に千葉さんに対して5億ぐらいのお金を払っておるわけですね。しかし、駅前の区画整理がだめになってしまう、というんでどうもその手法がちぐはぐしとるんじゃないかということで、三つ目にお尋ねをしてみたい。いわゆる作業手順が違うんじゃないか。なぜ同時交渉ができなかったのかということでお尋ねいたします。最後には、過誤納付ということでね、過日来いろんな形で過誤納付が出ておりますがね、何かもらうべきものがもらえなかったとかね、新聞等にも書かれとるんですがね、何かこの辺の事務がでたらめなんじゃないかということでね、私の知人からもね、これはどうなっとるんかと。言われても私にもわからんわけですが、介護保険でね、過誤納付のあったんで手続きをしてくださいと、こういうふうな手紙が来たというんです。そこでお尋ねしたいのはね、なぜこのような事態が起きるのかというのが一つとね、まず過誤が起きたときにね、既に徴収しとるわけですから、誤って徴収しました、すみませんでした、一言ぐらい言うてもええんじゃないかというのがまずね、しょっぱな家へ文句言うて来た人の言葉なんです、役場いうのは謝らないんか、とこう言われたんですがね。総額で約2万円ぐらいの過誤納付になっとるんで返還しますから手続してください、詫びの言葉も一つもなかった、と、こう言うんです。そこでお尋ねしますが、そういうなぜそういうときに一言お詫びができないのかということですね、それとそういう過誤納がね、特に中間で起きとる。中間という意味が分からないと思いますが、一般的に税金とかそういう保険料というのはね、国保料金なんかは一般的

には8期で納付していただいとると思うんですがね、町民の皆さんには、その納付金額を8で割ってね、端数が出たら一期分に足し算して、あとの2期から8期までは同額で納めておるとると思うんですがね。それがね、真ん中の月で過誤納付が起きとる。こういうね、全体で起きとるんか思うたら、真ん中で起きておるんですね。何でこういうふうなことになるのかわからんので、その辺の説明を願いたいと、こういうことです。あとは何て言いますか、こういう償還、ここでは書いとらんので言わん方がええかな、それではまた今言うようなことで以上4点ほど尋ねます。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に答弁をいたします。まず、緊急避難時の対応についての質問でございますが、緊急避難時のアレルギー体質の方の食糧の確保は重要なことを考えておりますので、今後、備蓄にあたっては考慮していきたいと思います。続きまして、町営住宅の一時利用者駐車場の整備についての質問でございますが、現在町営住宅に全戸数分の駐車区域は確保できておりません。限られた敷地内で未整備となっている町営住宅の駐車場や住民からの要望もある駐輪場の整備を考えておりますが、一時利用者のための駐車場の整備までは困難と考えております。続きまして、駅前区画整理についての質問でございますが、現在用地交渉が進行中であり、今年度末には契約締結の見込みであることから、契約が不調になるような状況はございません。今後も、計画通りに事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。次に、用地交渉の開始時期につきましては、2件とも同時期に開始をしております。次に、作業手順につきましては法律に基づいて実施をしております。続きまして、過誤納付についての質問でございますが、特定の個人の事案につきましては、プライバシー等の問題もありお答えを控えさせていただき、一般的な事務の取り扱いにつきましては、答弁をさせていただきます。はじめに、町の過失による還付が生じた場合は、お詫びやお断りをさせていただくこともあるかと思いますが、介護保険につきましてはこれまでにそのような還付事例はございません。次に、過誤納付の要因についてでございますが、年齢到達や転入等で普通徴収から特別徴収に変わったことにもかかわらずその後も納付書で納められた場合などが考えられます。また、通知書の記載については、高齢者の方に分かりづらい表現であったため、分かり易い説明文をつけるなど改善をしてまいります。次に、還付については、過誤納付にあった期についてのみ行っております。最後に保険料の端数につきましては、普通徴収の場合、原則賦課が始まった最初の期で調整をしております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）まず最初のね、備蓄食糧ということだね、大変であろうと思うんですよ。なんか、考慮をしまいりますという答弁ですけどね、これほんと今申しますように、大変だろう、というのは私もわかりませんが素人なんで、アレルギーアレルギーいうてもいろんなね、この間もテレビでやっておりましたがね、子どもがアレルギーだ、うどんアレルギーだということだね、病院に連れて行きましてね、最初、うどんを1センチぐらい食べてね、何ともなかったら次は2センチにして、どこまで耐えられるかというのでやっとするわけですが、先ほどもちょっと言いましたが、アレルギーということでも、いろんな形のアレルギーがあるのではなかろうか、素人だからわかりませんがね、一概に一言で全部同じ体質のアレルギーであるとは思いません。ですから大変だろうと思います。これをね、何か、調査、どういう自治会を通じるかなんかしてね、そういう方があるのかなのかいうのを事前に把握をしておく必要があるんじゃないかと。その辺についてどのようにお考えか再度尋ねてみたいと思います。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）アレルギーの方々の事前の把握については、現在そこまでは考えておりません。アレルギーとなる原因の食物については、いろいろあるものというふうに考えております。現在のところ、アレルギー物質とならない食材については、米が指摘されておりますので、お米を中心とした防災の備蓄を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）ちょっとようわからんがしつこいようじゃけどね、そういう先ほども言いましたアレルギーアレルギーというものはいろんな型のアレルギーがあるんじゃないかという、今の部長の答弁だと、米のアレルギーはないんだと。分かり易く言うと100パーセント、米はどなたが食べられてもそういう体質異常というか体調不良を起こるようなことは無いとこういうふうに解釈してよろしいか、再度お尋ねします。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（窪地）そのとおりでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それ以上のことは言うことないんで、もし特別なそういうことがあるんならね、調べて対応していただきたいと要望に変えますけども。それから、町営住宅の

駐車場ということでね、今、町長答弁では、町営住宅には戸数だけの全部の駐車スペースはないんだと、こういうような答弁でありますかね、どうしてもそういう親戚の方がちょっとね、確認連絡とかで来られたときに、ちょっと空いとるから、邪魔にならんかというので3分ほどやからいうんでどこかの駐車スペースに入れるとね、往々にしてこういう時はタイミングが悪いというか、ちょうど入れたスペースの方がお帰りになるとかこういうことでトラブルが起きるとかね、いろいろあると、こういうふうにも聞いておるんですが、そういうことの解消のため、もちろん用地も必要なんで、難しいとは思いますがね、少なくとも緊急車両が入れるスペースだけは、何らかの方法で、いわゆる黄色のゼブラとかね、何かそういうんで、ここはそういう緊急自動車が止まるんだとかいうような先ほども言いましたが、お医者さんのね、通常往診あるいは緊急往診もあるわけですから何か考えるべきだと思うんですけども、その辺についてどういう考えですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）今議員がおっしゃったような親戚とかですね、そういった方の訪問というのもあろうかと思えます。これは戸建てであってもマンションであっても町営住宅であっても同じようになるのかなと思っておりますけれども、今ご指摘があったその緊急自動車につきましては、救急車、消防車等があると思えますけれども、そういったようなものについてはですね、町営住宅の通路に一時的に本当に緊急でございますから止めていただければいいと思っております。そのために駐車場を確保するというのは、非常に現状難しいところがありますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）ですから今部長、答弁は、おっしゃるようにね、緊急時はそれでもいいと思うんですよ。その、いわゆる高齢者の病気の時にね、いわゆる通常往診というのかどういうふうな言葉を使うのか私にはわかりませんけどね、ちょっと病院に通えないんで医者の方から来てもらう。そういう時にはねちょっと時間もかかったりするんで、非常に不便なことが起きるということでね、度々にそういうときにすみませんすみませんというて歩かにならんので、せめてそういう車のスペースを何とかならんのかということと来ておるわけですが、緊急車についてはそれはもう極端に言えば道路の真ん中であらうとどこであらうと止めることはできると思うんですが、どうですか、今のようなことでどうしても1、2台はそういうスペースはつくってあげる必要があるんじゃないか、

場合によっては緑地花壇を潰してでも、1台分ぐらいは必要じゃないかなというふうに考えるんですが、再度その辺の考えについてお尋ねしたい。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）最近ではですね、高齢者の方のデイサービスですかね、そういった車両も町営住宅の方に一時的に駐車されているという現状があるというのは認識しております。そういう場合にはですね、その日中でありましたらお仕事で車を使われてですね、空いている駐車場にお互いに停めてもらうとかですね、そういったコミュニティの形成の中でですね、対応していただくのが一番望ましいのではないのかなというふうには考えております。おっしゃるようにそういったニーズもあるんだから、駐車場の共有スペースを確保したらというご意見はごもっともだと思いますけれども、敷地の問題等いろいろな問題がありますので、これはなかなか難しいと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）若干通告とは逸れるんですがね、ちょっとこれはもちろん調査もせにやならんと思いますが、町営住宅の入居者からですね、私ほうへ入っとるあれでは、ある家は2台分の駐車スペースを確保しとる家がある。今町長おっしゃいましたようにね、全部でも一台分の駐車スペースが確保できていないのにね、ある入居者は2台分を確保しておる。これ通告には出しておりませんけれども、その辺について承知されておるんかどうか。ただ単に駐車スペースの台数分の駐車料金が入ればそれでいい、このように考えておられるんか、それとって答えられん、通告ないからというんならそれはそれでええんですが、その辺について、どのようにお考えですか。承知しとるかどうか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）今のご質問ですが、それはどちらの町営住宅かはご存じですか。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それは個別にですね、あと直接言います。ここではっきりいうて言いません。次にまいります。駅前の問題でね、ちょっと聞き取れん所もあったんですが、どうも2件とも同時に交渉は開始したんだというけども、一方千葉倉庫については既にもう建物がなくなって更地になっとるんですね。ここで理解できんのが、同時に進めて、片方は今さらそういうことはないと思ういうたって、ノーと言われた時にね、既に5億もお金を支払っておるのに、この計画は全部が反故になるというんか駄目になる訳よね。そこらの計画性がないと思うんだけど、進捗状況もある程度言えるんなら言うてほし

いと思うし、今から交渉でどうなっとるんか、ちっとは進んどるんか進んどらんとは言  
うじゃないじゃろうけどもね、ちょっとその辺はね、手法がおかしいんじゃないか、再  
度この辺についてお答え願いたい。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）具体的な交渉の内容はまだ締結前でございますから詳しくは申し上  
げられませんが、一つはですね、移転先が千葉さんの場合はすぐあったということでご  
ざいます。あとＪＲさんはやはり組織が大きゅうございます。会社組織でありますので、  
そういった問題もいろいろありまして、現在まで交渉の方が延びております。

○議長（久留島）前田議員。

○１４番（前田）これ、過去にもね、この件について何回も言うとるんですよね。ＪＲは  
無理にうちは立退きする必要はないんだ、やらなくてもいいんだとこういうことなんで  
すよね。これは先にも中国新聞にあった、町広報にも書かれた、大きな 26 階建てのマ  
ンション、複合ビルね、こういうものを設計されてやったんですが、そのときから既に  
わしは何回か言うとるんですよね、ＪＲはその考えはないんだよ、ということを何回も  
言いよったと思うんですよね。にもかかわらず、中国新聞にまで発表して、広報にまで  
載せて、あげくの果ては、建物の移転交渉、行くところがないけえ、私はいうたってね、  
ＪＲさんはね今までもいろんなことで引っ越して、私の知る範囲ですよ。高架下、新幹  
線とかいろんなとこね、何ぼでもあるんだよ。結論から言えば、うちは必要ないんだっ  
ていうのを私聞いとる。どのように認識しとるん。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）ＪＲと、今、私が直接交渉しておりますが、今、議員が言われるよ  
うなことは一切聞いておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○１４番（前田）言うたじゃ言わんじやいうようなね、ことで水掛け論みたいになるんで、  
そうなんかもわからんけど、こんなもの 2 年も 3 年も前からね、ずっと私前から言うて  
きとる。ＪＲはその必要ない、考えとらんのですよ。その証拠の表れが、いまだに用地  
いうんか建物の移転交渉が進まない、ね、できんという、これは最初から言うたとお  
りであろうと思う。本当にその気があるんなら、同時交渉やったんだから、同じように決  
着が付いとるはず。要するに、それだけの立ち退き移転料までも計上しとったわけです  
からね。にもかかわらずできん、年度が変わる。おかしいじゃないか思うんですが、や

かましよう言うてもしょうがないかもわからんが、そういう仮定の話には答えられませんいうかもわからんけど、おそらく不成立いうんやったら今のまんまで、どうするわけですか、次の工事まで新年度出しておるわけですがね。そこらのことも全部これがまた駄目になるよね、ボックスカルバートの敷設とかね、町道の2号線かな、あれは、拡張いろいろあるんじゃないか。仮定の話はできんいうけども、見通しとしては確実にいつ頃までに目鼻が付くんか、もしその交渉をね、例えば8月頃までには決着つきますとか、10月頃までには決着つきますいう、そういう見通しがあるのかどうか、最後に一つお願いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）現在の見通しでございますが、本年度末までにはＪＲさんと契約したいという具合に思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）次にね、この過誤納付というか、なんかちょっと分からなかったんじゃないけど、過誤納付の要因について年齢が変わったとか、収入が変わったとか、あるいは家族構成が変わったとかね、こういうような時は金額は当然変わってくる、こういうことは私もわかるわけですが、私が聞いとる中ではね、ここ4、5年、収入もほとんど変わってない、家族構成も変わっとらん。家も変わっとらん。何にも変わっとらん、こういうことなんです、こういう先ほども町長答弁でありますよね、個人の一つ一つについては言えない、これは前もね、副町長、随分言いましたがね、本町に住所を置きながらそこに住んどらん、どうなっとるのか。個人のことは言えない、だからそれは聞こうとも思わんが、今回のこの過誤納付は、家族構成も住んどるとこもどこも何も変わっとらん。にもかかわらず約2万円の還付がある。そこで、先ほども1回言いましたが、まず、先ほど言ったように、まず断り、なぜ第一にあなたについてこういう間違いが起きました。申し訳ありませんでしたと、申し訳はある訳はないよね。でも形としては申し訳ありません言うのが、ことのはじまりやろう思うんですが、なぜこれの断りがないのか、ちょっとついでやから読みましょうか文章を。簡単に一言だけ言いますよ。あなたらが送られた文書、ね、「本町の高齢者福祉施策の推進につきましては、平素から格段のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。〇〇様の介護保険料について、還付があります。別添の還付金の受領方法を記入して同封しております返信用封筒にて返却してください。」こういうことなんです。私が間違えたのがどこが悪いんや、返して

やるんじゃけえよかろう、と、こういうことのように聞こえる、わし根性が悪いけえ。  
再度それについてのお答えを願いたい。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（森原）まず前提としまして、保険料というものは、収入とかそういうものが変わらなくても3年に一度見直しをしております。今までのところ3年に一度ずつ上がってきておりますので、収入等が変わらなくても、保険料というものはその都度変わってきております。それから、断りとかいう件のことなんですけれども、今回の場合につきましては、最初の答弁にもありましたように、町の過失とかいうわけではございませんので、ただその還付に至るまでにですね、高齢者の方に分かりづらいような、文書であったということがありますので、その点につきましては、分かり易いような説明をつけるなど改善していきたいと思っております。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）若干補足説明をさせていただきたいと思います。前田議員がご指摘の還付の発生につきましては、これはおそらくそれまで介護保険の普通徴収、納付書で納めておられた方が、年金支給の年齢に到達されたため、特別徴収に年金からの引き落としに変更になった、そういったことが起こったんだろうと思います。それで、本来であれば、特別徴収に切り替わりましたから普通徴収の納付書では納めないようにしてくださいよ、という通知を差し上げておるんであらうと思います。それを、特別徴収でも引かれなかつ切り替わった後も納付書で納められたんで、二重納付、重複納付されたというケースの還付のケースだろうと思っております。先ほど課長の方からも申しましたが、確かにうちからお送りした文書、そこらの記述がしっかり説明してなかった部分もあると思いますので、今後はそこらについては十分注意して、適切な説明文を添付してお送りしたいと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）分かったような分からんような話じゃがね、それこそ、仮定の話なのか、だろうと思います、だろうと思います、ね、それでは説明にならんでしょう。先ほど来言うとりますように、ここ4、5年、収入も変わっていない、住所も変わっていない何も変わっていない、納付方法も変わってないと。ね、部長、どこやらで、仮定の話やら何やら、副町長も前から、わし、言うとするでしよ、仮定の話には答えられませんいうて言うとする、個人のプライバシーに関わる話には答えられませんと、ええよそこまで答え

てくれんでも。ね、だろーと思いますじゃないよ、はっきり、こういうことでこういうふうに起きましたというてなんで言われんの。そこらが何か逃げ道の、いつも言うように、その場限りの答弁をしておるんじゃないかと、こういうことなんよ。で、これまあ言うても良からうと思うけども、6期、7期で起きとるんよ。何でこういう途中で起きるんかというのが今の説明にあるのかどうかわからんけども、はっきり説明してもらいたい。1期、2期、3期はさっきも言うたようにおそらく8で割ってね、端数は1期目に全部加算しておるんであろうとわしもそう思うよ。大体1期目は端数が付いておるが、2期、3期目については4期ずっとは同額でくるのが一般的な税金納付ね、それについてはわし疑うちゃあおらんけどもね。もう1回、何でこういう中途のほうで、しかもね、これは全額還付になっておるんじやの。実は持つとるんじやけどもね、出さんけれども。もう1回、だろー言う説明じゃなしに、でございます言う説明、できんのかね、どうなの。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）確定した話ということになりましたら、恐れ入りますが、前田議員の知人という方に役場にお名前を言っていただければ職員の方を派遣して説明をさせますが、先ほど部長が答弁いたしましたのは、昨今多いケースで、先ほど前田議員がおっしゃられた中の一つだけ、納付方法も変わっていないというふうにおっしゃいましたが、それが事実でありましたら、先ほどの部長の答弁少し違うんですが、多いのが、そういった収入その他もお変わらない納期の途中で発生している、さらに言えば全額が還付されているということから、多いケースが、先ほど言いましたように、普通徴収から年金に対する特別徴収という形になっております。もしその特定してどういうケースで還付が発生したかという説明が必要な場合は、やはりこういった本会議でその方の取り上げてというのはこれは困難でございますから、お名前を教えていただけたら、その方のところへ職員をして説明にまいらせたいと考えます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）参考までに言うときですが年齢は64歳。ですから、今言われるような説明ではなかなか理解できない。これが65歳とか66歳になったというなら、ね、副町長、あなたの説明で理解できる。64歳ですからね、63歳から64歳になってもおそらく、今の答弁では納得はできないと思うんですね。そういうことが起きる、実際そういうことが起きとるからこういう文書がある。個々のことについてまでこういう場で名前までは

言わんけどね、そこで、先ほど来言うとするが、まだはっきりした答弁が返っておらんのが、言うたように本人が来れば断りますよ、お詫び申し上げますと、このような答弁にわし聞こえるんやけどね、わしが根性が悪いのかどうかわからんけども、そこらはっきり一つ一つのことでね、起きた理由までは大体わかったようなんじゃけども、理解はできんけどね、今後、こういう過誤納付のね、いろんな形で今起きるとる訳よの、何回も新聞にも書かれて誤徴収やら何とかいうてね、その度に副町長、今後このようなことがないようにとかね、型通りの言葉じゃからワシ、あの時も言うたと思うんよ。もうそんなことはね、言いなさんなやいうて、ね。ほいじゃ今後絶対起きんのか、言うたらとたんにこんなものが出てきてね、これも通告書にも書いとるでしょ、3番目に、以上尋ねるというふうに書いて、またこうなるとるんよね、通告書見てもろうたら分かる。後になって出てきとるんよね。こういうことについてはね、今、町長、課長、素直にやっぱりね、ごめんなさいぐらいやっぱり言うて行くとかね、そういうなんがあったらね、直接本人はあんたがた分かっておるんじゃけえね、個別に訪問してでも、一言詫びに行くべきじゃろうと思うんよ。わしらは当たり前の事務をやっておるんでちょっとぐらいの事務はぐずぐず言うな、どうもこんなような答弁に聞こえるんじやが、再度そこを確認しておきたいが、部長、どちらでもええが、どうかいねそこら。個別に1件ね、例えば10件起きたら、その10世帯訪ねて、断りを言うべきだろうと思うんよ。それが挙句の果ては、封筒で送ってきたら返してやるよ、これはちょっと態度が悪いんじゃないか。こういうふうに思うけどもどうですか、そこらも含めてそこらをお願いしたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）前田議員がおっしゃいますのは、下水道の使用料の徴収とか、そういったところで生じた還付だと思いますが、これらは確かに職員のミスによって生じた過誤納付でございます。しかしながら、税につきましても介護保険料につきましても、制度上によって起こる誤納、というよりは過納、特に過納でございますが、制度的によって生じる過誤納付のもございまして、これの件数も多うございます。当然にこちらのミスで生じた過誤納付につきましても、全て謝りに行かせておりますし、まずお詫びから入りますが、制度的に起こったものについては、これは、事務的に処理をさせていただいております。最初に、長寿保険課長が申しましたように、介護保険につきましても現段階でそういったミスによっての還付というのは生じておりませんので、そういった制度的な場合については、事務的な処理をさせていただきたいと思います。おっしゃいまし

たとおり、ここのところ、何度かそういった過誤納付についてこちらのミスによるものにつきまして発生しておりますから、その点についてのご指摘については、十分に受けとめたいと思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）再度ね、副町長、もうやめようか思うたんじゃが、制度的にあるから事務的にやったんだから文句あるか、こういうふう聞こえるわけよね。わしいつかも言うた、仮に町民が悪かったとしてもね、職務上、申し訳ありませんと、半歩一歩下がったらね、トラブルにならん、いつかわざわざ税金を納めに来てくれた町民に、ばかかあほかおどりやすどりやいう喧嘩したというのもあった、事実、ね、ご承知の通り。仮に町が悪くとも、制度が変わったとしてもこういう間違いが起きたんだから、ひとこと、言葉のあやで、申し訳ありませんでした言うたら丸う収まるんじゃないん。どうなんですか、そこ副町長。そういう指導態度がこういうことになって起きるわけよ、ね。たとえば制度が変わった、法律が変わった、そのためにあなたの分で過徴収が起きた。すみませんでした言うてみんな、町民も悪い気はせんよ。おお戻ってきた、よかった、小遣いができた、喜ぶよ。それを制度が変わったけえ当たり前じゃないか、何文句があるんか、こんな言い方に聞こえるんだけど、再度その辺を含めてどうか、その考え方は。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）もう一度申し上げますが、職員のミスにおいて生じたものについてはそういうお詫びが必要かと思いますが、制度的に全納していただいたものを後から返すとか、そういう制度的な過誤納付につきましては、これはやはり事務的に返させていたいただきたいと、そのように思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）あのね、もう一回繰り返すけどね、仮に制度的にそうであろうと、一旦は過徴収したんだからね、細かいことを言えばわずかであったとしても、今回の場合約2万円ぐらい、何日間貸したんかわからんけども、細かいことを言えば1円、2円か3円か知らんけども利息ないと付いとる訳よ。でもこれも知らん。制度が変わった、知らん。どこが悪いんだ、何文句あるんの。これはやっぱりね、職員、町、として町民に対して言うべき言葉ではないと思うんよね。いつかも言うたように、仮に町民が悪くても、せっかく税金を納めに窓口の下税務課に来てくれておるんじゃから、ありがとうございます言うてみんな、遅れた人も気持ち良う納めれると思いますよ。今後やっぱりね、

もう答弁はいらんけども、そこらを含めてね、やっぱり町民に接すべきであろうと思う。あなたの答弁もう一言言いますけどね、いつかは、電話も含めて、町民目線に立った対応するよう指導します、こういう言うところ。今のことは町民目線じゃないじゃない。何文句あるんだとこういう言い方。今後やっぱりそれは含めて町長、考えるべきだろうと思います、ね。仮に制度が変わったとしても、一旦は過徴収したんだから、返すなら丁重に返すべきよ、やっぱり、ということで終わります。

○議長（久留島）これにて一般質問を終結いたします。この際暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前 11時35分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。この際、皆さんに審議日程について確認をしておきます。日程第2から日程第16に至る各案件につきましては、新年度予算に関連する条例案、予算でございます。各案件については、日程順に執行部より説明を受け、議員全員による予算審査特別委員会に付託する予定でございますので、ご協力をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第2、第13号議案、広島県と安芸郡海田町との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第13号議案、広島県と安芸郡海田町との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約の制定について。広島県から特別児童扶養手当認定等事務についての委託を受けて町が実施するため、規約を定めるものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）それでは、第13号議案、広島県と安芸郡海田町との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約の制定についてをご説明いたします。議案書9ページをお願いいたします。地方自治法第252条の14第1項の規定により、現在、広島県が実施している特別児童扶養手当認定等の事務を事務委託により町が

実施するため、広島県及び海田町がそれぞれ規約を制定するものでございます。資料 12、特別児童扶養手当認定等事務の事務委託についてによって、今回の事務委託を行う事務内容についてご説明いたします。1 の特別児童扶養手当制度の概要でございますが、身体又は精神に重度又は中度の障害のある 20 歳未満の児童を監護する父又は母に対して手当を支給するもので、県が法定受託事務として行っている事務でございます。2 の事務委託の範囲といたしましては、規約第 1 条の各号に掲げている事務で表に掲げている内容でございます。2 ページ目をお願いいたします。3 の委託後の事務フローでございますが、現在、広島県の地方機関である西部厚生環境事務所が行っている事務を、委託後は町で行うこととなるものでございます。再び議案書をお願いします。規約第 2 条以降で経費の負担及び予算の執行、実績報告書の提出、決算の場合の措置などを規定しております。施行期日は平成 26 年 4 月 1 日でございます。以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 3、第 14 号議案、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 14 号議案、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例の制定について。広島市東部地区連続立体交差事業の状況が不透明であり、今後の結果を見定める必要があることから、投票の期日の見直し等を図るものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）それでは第 14 号議案、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書 11 ページ、第 14 号議案をお願いいたします。また、資料 13、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例新旧対照表を提出しておりますので併せてご覧ください。改正の内容につきましては、資料 13 によりご説明いたします。まず、第 4 条第 1 項でございますが、広島市東部地区連続立体交差事業の状況が不透明であり、今後の結果を見定める必要があるため、投票の期日を 180 日以内を平成 27 年 3 月 31 日までの間に変更するものでございます。続きまして、第 6 条第 2 項でございますが、条例に規定され

ている永住外国人の方の投票者名簿の作成につきまして、名簿登録の資格を得るための申請を文書で行った方に限らず、日本人と同様に住民基本台帳に記録されている方のうち条例に規定する永住外国人に該当する方全員を投票資格者名簿に登録するため、下線の部分について削除するものでございます。施行日につきましては公布の日から施行でございまして、以上で、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第4、第15号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第15号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。農業生産区の廃止に伴い所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、第15号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の12ページをお開きください。併せて資料14、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表をご覧ください。今回の改正につきましては、農業生産区を廃止するため、併せて農業生産区長の報酬を定めた規定を削るものでございます。施行期日は平成26年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、第16号議案、海田町自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第16号議案、海田町自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について。消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、駐車場区画使用料の見直しを行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）それでは、第16号議案、海田町自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の13ページをお開きください。併せ

て資料 15、海田町自動車駐車場条例新旧対照表をご覧ください。今回の改正については、平成 26 年 4 月から消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、南堀川町駐車場及び曾田駐車場の駐車場区画使用料の見直しを行うものでございます。改正内容については南堀川町駐車場の軽自動車用駐車場区画の月額使用料を 7,000 円から 7,100 円に、普通車用区画の月額使用料を 9,000 円から 9,200 円に、縦列駐車用区画の月額使用料を 1 万 4,000 円から 1 万 4,300 円に改めるものでございます。曾田駐車場については普通車用区画の月額使用料を 6,000 円から 6,100 円に改めるものでございます。施行期日は平成 26 年 4 月 1 日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 6、第 17 号議案、海田町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 17 号議案、海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について。消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、海田総合公園の利用料金等の見直しを行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）それでは、第 17 号議案、海田町公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の 14 ページをお開きください。併せて資料 16 の海田町公園条例新旧対照表をご覧ください。今回の改正については、平成 26 年 4 月から消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、条文中の数値の改正及び海田総合公園の有料公園施設の利用料金の見直しを行うものでございます。改正内容については、第 10 条第 1 項第 1 号中の 100 分の 105 を 100 分の 108 に改め、別表第 1 の海田総合公園有料公園施設のテニスコートの小人利用料金を 250 円から 260 円に、大人利用料金を 500 円から 510 円に、テニスコート附属施設の照明設備の利用料金を、500 円から 510 円に改めるものでございます。2 ページをお願いします。前ページに続きまして、野球場の本球場の利用料金を 1,000 円から 1,030 円に、補助球場の利用料金を 250 円から 260 円に、多目的広場の利用料金を 1,000 円から 1,030 円に、駐車場の大型自動車の利用料金を 600 円から 620 円に、普通自動車の利用料金を 200 円から 210 円に改めるものでございます。施行期日は平成 26 年 4 月 1 日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
○議長（久留島）日程第 7、第 18 号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 18 号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について。道路法及び道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、占用料の見直し等を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）それでは、第 18 号議案、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の 15 ページをお開きください。併せて、資料 17、海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の概要、及び資料 18 海田町道路占用料に関する条例新旧対照表の準備をお願いいたします。説明は資料 17 の海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の概要に基づき説明をいたします。まず、今回の改正の経緯でございますが、平成 25 年 6 月 5 日の道路法の改正に伴い、国の行う事業は全て占用料が免除されることになりました。また、平成 25 年 11 月 20 日の道路法施行令の改正に伴い、道路占用料が全面的に改正され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されることになりました。次に、条例改正の必要性でございますが、道路法の改正に伴い、国が行う事業は全て占用料が免除されることになったため、条例の減免規定から削除する必要がでてきました。また、道路占用料徴収は条例の定めによって行っておりますが、政令で定める基準の範囲を超えてはならないとされており、本町の現行の道路占用料については、道路法改正後の施行令で定める基準額よりも高額なため改正する必要が生じました。次に占用料単価の設定でございますが、本町はこれまで広島県道路占用料徴収条例における工事、これは広島市を除く市の区域になりますが、これと同等の扱いで設定をしておりましたが、今後は政令で定める額と同等といたします。これに伴い、占用料単価全般が引き下げられることとなります。次に、今回追加する占用物件についてですが、1 点目は、応急仮設建築物です。これは非常災害があった場合、建築基準法上の特定行政庁に指定された区域内に存する道路内に設ける応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するために必要なものでございます。2 点目は、道路内駐輪器具で道路区域内の地面に設ける自転車や二輪自動車等を駐車させるために必要な車止め装置その他の器具でございます。次に、施行期日でございますが、国と同様、平成 26 年 4 月 1 日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 8、第 19 号議案、海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 19 号議案、海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）それでは、第 19 号議案、海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。海田町下水道条例の一部を改正する条例につきましては、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 5 パーセントから 8 パーセントに引き上げられることに伴い、下水道使用料に転嫁する消費税についても同様の率を適用するための改定を行うものでございます。資料番号の 20 をご覧いただきたいと思います。ここには、条文にございます経過措置について記載をしております。検針日が偶数月と奇数月に分かれますが、基準日でございます 4 月 1 日をまたいで使用したものについては、いずれの方も消費税は 5 パーセントとなります。ただし、4 月 1 日以降の使用開始にかかるものは、4 月 1 日をまたがないので、8 パーセントが適用になります。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 9、第 20 号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 20 号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例の制定について。消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）水道課長。

○水道課長（花本）それでは、第 20 号議案、海田町給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。この議案につきましては、先ほどの第 19 号議案、海田町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてで、下水道課がご説明をしましたように、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 5 パーセントから 8 パーセントに引き上げられ

ることに伴い、水道料金及びメーター使用料につきましても同様の率を適用するための改正を行うものでございます。資料 22 をご覧ください。経過措置につきましても同様でございますが、一番下の 3 に記載してあります 4 月 1 日前に申し込みのあった分担金については、旧税率が適用されるものでございます。施行期日は平成 26 年 4 月 1 日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 10、第 21 号議案、海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 21 号議案、海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。役場組織の見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）水道課長。

○水道課長（花本）続きまして、第 21 号議案、海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。今回の改正は、水道課と下水道課を統合し、上下水道課を設置するものでございます。お手元に配付しております資料 23 の海田町水道事業の設置等に関する条例新旧対照表をお開きください。組織の見直しに伴い、条例第 4 条に規定する水道課を上下水道課に改めるものでございます。施行期日は平成 26 年 4 月 1 日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 11、第 22 号議案、平成 26 年度海田町一般会計予算から、日程第 16、第 27 号議案、平成 26 年度海田町水道事業会計予算までは一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 22 号から第 27 号議案まで、平成 26 年度海田町一般会計ほか 5 会計予算について説明いたします。第 22 号議案から第 27 号議案までを一括してご提案申し上げます。平成 26 年度海田町一般会計ほか 5 会計予算につきましては、施政方針でも申しましたような施策を中心に編成しております。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第 22 号議案から第 26 号議案の平成 26 年度海田町一般会計及び特別会計の予算についてご説明いたします。まず、一般会計予算から資料 31 の予算の概要によりご説明いたします。2 ページをお願いいたします。平成 26 年度予算編成の基本的な考え方でございますが、第 4 次海田町総合計画の基本構想に掲げる都市像、「ひと輝く四季彩のまちかいた」の実現に向け、財源を重点的に配分し、これまで取り組んできた子育てしやすい安全・安心なまちづくりを引き続き継続拡充してまいります。またあわせて、将来世代へ過度の負担を残さない持続可能な行財政運営のため、行政改革指針に基づき、絶え間ない行政改革に取り組んでまいります。次に、3 ページ、予算規模でございます。平成 26 年度一般会計の当初予算額は、90 億 4,200 万円で前年度に比べ 2 億 6,550 万円、2.9 パーセントの減額でございます。なお、国の補正予算に伴う経済対策を活用して前倒しして実施する事業を加えますと、予算規模は 105 億 4,560 万円となり、前年度に比べ 7,304 万 2,000 円、0.7 パーセントの増額でございます。次に 8 ページから 14 ページにかけて、予算のポイントとし、主要な事業や新規拡充事業を掲載しております。後ほどご覧いただきたいと思います。続きまして、16 ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。16 ページに一覧表を記載し、17 ページ以降内訳を記載しております。17 ページの自主財源と依存財源でございますが、平成 26 年度予算の自主財源は 53.6 パーセントで、前年度に比べ 2.4 ポイントの増加でございます。主な増加の理由は、景気の持ち直しによる町税の増額によるものでございます。次に、18 ページをお願いいたします。町税でございますが、予算額は 40 億 1,607 万 1,000 円で、前年度に比べ 1 億 113 万 3,000 円、2.6 パーセントの増でございます。主な増額の理由は、景気の持ち直しによる個人町民税及び法人町民税の増によるものでございます。19 ページに移りまして、町債でございますが、予算額は 7 億 3,580 万円で、前年度に比べ 1 億 2,780 万円、14.8 パーセントの減でございますが、経済対策分を含めると 18 億 2,310 万円で、3 億 6,190 万円、24.8 パーセントの増でございます。なお、平成 26 年度末の町債残高見込みを約 99 億円と見込み、26 年度の経済対策分も含めたプライマリーバランスは約 6 億 6,000 万円の赤字でございます。次に 22 ページ、地方交付税でございます。予算額は 10 億 108 万 2,000 円で、前年度に比べ 1 億 2,603 万 4,000 円、11.2 パーセントの減でございます。普通交付税につきましては、平成 25 年度より 1 億 7,000 万円程度の減と見込み、特別交付税につきましては、福祉事務所分の経費の増を

見込み約 5,000 万円の増額と見込んでおります。また、交付税特別会計の財源不足を補てんするための臨時財政対策債振替額を約 1 億円の減と見込み、地方交付税を合わせた実質的な地方交付税については 15 億 108 万 2,000 円と見込んでおります。24 ページに移りまして、繰入金でございますが、予算額は 3 億 2,287 万 6,000 円で、前年度に比べ 623 万 1,000 円、2 パーセントの増でございます。基金の残高については下の一覧表のとおりでございます。25 ページに移りまして、地方消費税交付金でございますが、予算額は 3 億 5,521 万 1,000 円で、前年度に比べ 6,835 万 3,000 円、23.8 パーセントの増でございます。消費税については、平成 26 年 4 月 1 日から税率が 5 パーセントから 8 パーセントとなり、地方消費税についても 1 パーセントから 1.7 パーセントに引き上げられることとなりました。これによる増額分を平成 26 年度予算では 5,612 万 9,000 円と見込んでおりますが、引き上げの初年度については数年分の収入が見込めず、次年度以降はさらに増額になるものと見込んでおります。また、引き上げ分の地方消費税は社会保障政策に要する経費に充てるものとされており、予算の概要の中に、平成 26 年度予算の社会保障政策の経費と財源内訳を記載しております。26 ページ以降、その他の歳入について記載をしております。後ほどご覧をいただきたいと思います。続きまして 36 ページをお願いいたします。目的別の歳出予算でございます。36 ページに一覧表を掲載し、37 ページ以降内訳を記載をしております。37 ページをお願いいたします。まず、議会費でございますが、予算額は 1 億 1,282 万 7,000 円で、前年度に比べ 536 万 6,000 円、4.5 パーセントの減でございます。38 ページに移りまして、総務費でございますが、予算額は 8 億 1,532 万 3,000 円で、前年度に比べ 1 億 9,370 万円、19.2 パーセントの減でございます。主な減額の理由は、退職金総額の減少に伴う広島県市町総合事務組合普通負担金の減によるものでございます。39 ページに移りまして、民生費でございますが、予算額は、35 億 9,363 万 4,000 円で、前年度に比べ 2 億 6,962 万 1,000 円、8.1 パーセントの増でございます。主な増額の理由は、サービス利用者の増に伴う障害者支援事業費の増額によるものでございます。40 ページに移りまして、衛生費でございますが、予算額は 7 億 6,804 万 1,000 円で、前年度に比べ 1,549 万 8,000 円、2 パーセントの減でございます。主な減額の理由は、平成 25 年度予算に含まれていた環境センターの車載計量システム更新事業費の減額によるものでございます。続きまして、42 ページをお願いいたします。土木費でございますが、予算額は 12 億 8,988 万 9,000 円で、前年度に比べ 4 億 2,805 万 7,000 円、24.9 パーセントの減でございます。今年度の経済対策費に

土木費の事業はございませんが、昨年度の経済対策を加えた予算額との比較では 11 億 1,471 万円、46.4 パーセントの減でございます。主な減額の理由は、海田市駅南口土地区画整理事業費の減によるものでございます。44 ページに移りまして、教育費でございますが、予算額は 7 億 3,577 万 8,000 円で、前年度に比べ 6,563 万 2,000 円、9.8 パーセントの増で、経済対策分を加えた予算額は 22 億 3,937 万 8,000 円で、10 億 9,082 万 7,000 円、95 パーセントの増でございます。主な増額の理由は、エアコンの設置に伴う小中学校の光熱水費の増額のほか、経済対策に盛り込んだ海田西小学校の耐震補強事業等によるものでございます。45 ページに移りまして、公債費でございますが、予算額は 11 億 6,221 万 5,000 円で、前年度に比べ 551 万円、0.5 パーセントの減でございます。その他の費目につきましては、後ほどご覧をいただきたいと思います。続きまして 46 ページをお願いいたします。性質別の歳出予算でございます。内容につきましては、47 ページから 56 ページにかけて記載をしておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。続きまして、公共下水道事業特別会計でございます。58 ページをお願いいたします。まず財政規模でございますが、14 億 8,886 万円で前年度と比べて、1,358 万 8,000 円 0.9 パーセントの減でございますが、経済対策分を含んだ予算規模では 15 億 8,886 万円で、8,641 万 2,000 円、5.8 パーセントの増でございます。次に、59 ページに移りまして、歳入の概要でございます。使用料及び手数料でございますが、平成 25 年度の実績から前年度とほぼ同額の 4 億 8,587 万 3,000 円としております。次に、町債でございます。2.1 パーセント減の 4 億 4,520 万円としておりますが、経済対策を加えた額は 9.6 パーセント増の 4 億 9,840 万円でございます。62 ページに町債残高の推移を記載しておりますが、平成 26 年度末で約 89 億円と見込んでおります。続きまして 63 ページをお願いいたします。歳入の概要でございます。事業費でございますが、対前年度比 1.1 パーセント減の 5 億 3,542 万 4,000 円としておりますが、経済対策を加えた額は 17.4 パーセント増の 6 億 3,542 万 4,000 円でございます。続きまして、国民健康保険特別会計でございます。70 ページをお願いいたします。財政規模でございますが、29 億 9,918 万 3,000 円で、前年度と比べて 3,826 万 1,000 円、1.3 パーセントの増でございます。次に、72 ページに移りまして、歳入の概要でございます。国民健康保険税でございますが、加入者の減により 2.1 パーセント減の 5 億 9,467 万 9,000 円としております。次に、繰入金でございます。財源が不足すると見込まれるため 2,367 万 6,000 円の補てん分を含み、4.9 パーセント減の 1 億 6,385 万 3,000 円としております。次に、77

ページに移りまして、歳出の概要でございます。保険給付費でございますが、加入者の高齢化により 1.1 パーセント増の 21 億 2,352 万 3,000 円としております。続きまして、介護保険特別会計でございます。82 ページをお願いいたします。財政規模でございますが、保険事業勘定と介護サービス事業勘定の合計額は 18 億 4,226 万 8,000 円で、前年度と比べて 1 億 2,719 万 1,000 円、7.4 パーセントの増でございます。次に 83 ページに移りまして、歳入の概要でございます。保険事業勘定の保険料でございますが、平成 25 年度の実績に基づき、8.2 パーセント増の 4 億 3,005 万 8,000 円としております。次に、87 ページに移りまして、歳出の概要でございます。保険事業勘定の保険給付費でございますが、介護サービスの利用の増加により 6.5 パーセント増の 17 億 4,958 万 4,000 円としております。続きまして、後期高齢者医療特別会計でございます。92 ページをお願いいたします。財政規模でございますが、2 億 9,325 万 6,000 円で、前年度と比べて 290 万 6,000 円、1.0 パーセントの増でございます。次に、93 ページに移りまして、歳入の概要でございます。後期高齢者医療保険料でございますが、被保険者数の増加及び保険料率の増額改定により 2.2 パーセント増の 2 億 3,719 万 4,000 円としております。次に、96 ページに移りまして、歳出の概要でございます。後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料徴収額の増加により 3.9 パーセント増の 2 億 8,852 万 8,000 円としております。続きまして、議案の説明をさせていただきます。第 22 号議案をお願いいたします。平成 26 年度海田町一般会計予算でございますが、第 1 条で歳入歳出予算の総額を 90 億 4,200 万円と定めております。第 2 条は債務負担行為でございます。5 ページに 2 件の事項について期間と限度額を定めております。第 3 条は地方債でございます。6 ページに 11 件の起債について目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。第 4 条は一時借入金でございます。最高額を 7 億円と定めております。第 5 条は歳出予算の流用でございます。地方自治法の規定により、各項の金額を流用することができる場合を、給料、職員手当及び共済費の同一款内での流用と定めております。続きまして、第 23 号議案をお願いいたします。平成 26 年度海田町公共下水道事業特別会計予算でございますが、第 1 条で歳入歳出予算の総額を 14 億 8,886 万円と定めております。第 2 条は地方債でございます。3 ページに 3 件の起債について目的、限度額等を定めております。第 3 条は一時借入金でございます。最高額を 7 億円と定めております。続きまして、第 24 号議案をお願いいたします。平成 26 年度海田町国民健康保険特別会計予算でございますが、第 1 条で歳入歳出予算の総額を 29 億 9,918 万 3,000

円と定めております。第2条は一時借入金でございます。最高額を5,000万円と定めております。第3条は歳出予算の流用でございます。各項の金額を流用することができる場合を、保険給付費の同一款内での流用と定めております。続きまして、第25号議案をお願いいたします。平成26年度海田町介護保険特別会計予算でございますが、第1条で保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を18億2,778万2,000円と定め、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を1,448万6,000円と定めております。第2条は一時借入金でございます。最高額を3,000万円と定めております。第3条は歳出予算の流用でございます。各項の金額を流用することができる場合を、保険給付費の同一款内での流用と定めております。続きまして、第26号議案をお願いいたします。平成26年度海田町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額を、2億9,325万6,000円と定めております。第2条は一時借入金でございます。最高額を3,000万円と定めております。以上で、平成26年度海田町一般会計及び特別会計の予算の説明を終わります。

○議長（久留島）水道課長。

○水道課長（花本）続きまして、平成26年度海田町水道事業会計予算についてご説明いたします。資料40、水道事業会計予算の概要の1ページをお願いいたします。事業収益は4億3,314万1,000円で、25年度予算に比べまして2,205万2,000円の増となっております。また、事業費用は3億9,608万5,000円で、25年度予算に比べまして161万5,000円の減となっております。以上の結果、26年度におきましては3,705万6,000円の利益を見込んでおります。次に、資本的収入は7,925万円で、25年度予算と比べまして8,170万円の減となっております。また、資本的支出は3億792万5,000円で、25年度予算と比べまして7,624万4,000円の減となっております。26年度は、石原配水地の改修工事を昨年度に引き続き実施いたします。また、水道管長寿命管の耐震管で更新してまいります。なお、差引不足額2億2,867万5,000円につきましては、内部資金であります当年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定でございます。続きまして、第27号議案をお願いいたします。第2条の業務の予定量といたしまして、給水戸数は1万2,308戸、年間配水量は322万9,000立方メートル、1日平均配水量は8,846立方メートルを予定しております。次に、第3条には収益的収入及び支出、第4条には資本的収入及び支出、第5条には石原配水池の工事の財源に充てるための企業債を定めております。第6条には一時借入金、第7条には予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条には流用禁止項

目、第9条には棚卸資産の購入限度額を定めております。以上で平成26年度水道事業会計予算の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で、全議案の説明を終わります。

○議長（久留島）この際、議長よりお諮りいたします。第13号議案、広島県と安芸郡海田町との間における特別児童扶養手当認定等事務の事務委託に関する規約の制定についてから、第27号議案、平成26年度海田町水道事業会計予算までの15議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第13号議案から第27号議案までの15議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置しこれに付託することと決めます。この際お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することと決めます。この際、ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長・副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。委員の皆さんは委員会室にて委員長・副委員長の互選を行い、議長に報告をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時51分 休憩

午後2時07分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。ただいま予算審査特別委員会の委員長に下岡議員、副委員長に宗像議員と決しておりますのでご報告いたします。この際お諮りいたします。平成26年度予算審査特別委員会の審査のため、3月7日から3月17日までの11日間、休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、3月7日から3月17日までの11日間、

休会とすることと決します。本日はこれにて散会といたします。大変ご苦勞さまでございました。

午後 2 時 8 分 散会